

# 能登町過疎地域持続的発展計画

( 令和8年度 ～ 令和12年度 )

令和8年3月



石川県能登町



## 目 次

### 1 基本的な事項

(1) 町の概況	1
(ア) 諸条件の概要	1
(イ) 過疎の状況	3
(ウ) 産業構造の変化、立地特性、経済的発展の方向	4
(2) 人口及び産業の推移と動向	6
(ア) 人口の推移と見通し	6
(イ) 産業構造の現況と今後の動向	6
(3) 行財政の状況	8
(ア) 行財政	8
(イ) 施設整備の現況と動向	9
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	11
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	11
(7) 計画期間	11
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	11

### 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針	13
(2) 現況と問題点	13
① 移住及び定住の促進	13
② 地域間交流	13
③ 人材の育成	13

④ 関係者間の連携及び協力の確保	1 4
⑤ 地域と継続的な関わりを持つ関係人口の創出・拡大	1 4
(3) その対策	1 4
① 移住及び定住の促進	1 4
② 地域間交流	1 4
③ 人材の育成	1 5
④ 関係者間の連携及び協力の確保	1 5
(4) 事業計画（令和8年度～12年度）	1 6
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	1 6

### 3 産業の振興

(1) 産業振興の方針	1 7
(2) 現況と問題点	1 7
① 農業	1 7
② 林業	1 8
③ 水産業	1 9
④ 商工業	1 9
⑤ 情報通信産業	2 0
⑥ 地場産業の振興	2 0
⑦ 観光	2 0
(3) その対策	2 1
① 農業	2 1
② 林業	2 1

③ 水産業	2 2
④ 商工業	2 2
⑤ 情報通信産業	2 2
⑥ 地場産業の振興	2 3
⑦ 観光	2 3
(4) 事業計画（令和8年度～12年度）	2 4
(5) 産業振興促進事項	2 7
(6) 公共施設等総合管理計画等との整合	2 7

#### 4 地域における情報化

(1) 地域における情報化の方針	3 1
(2) 現況と問題点	3 1
① 情報通信技術の格差の是正	3 1
② 利便性の向上	3 1
③ 産業の振興	3 1
④ 地域公共交通の活性化及び再生	3 2
⑤ 医療及び教育の充実	3 2
(3) その対策	3 2
① 情報通信技術の格差の是正	3 2
② 利便性の向上	3 2
③ 産業の振興	3 2
④ 地域公共交通の活性化及び再生	3 2
⑤ 医療及び教育の充実	3 3

(4) 事業計画（令和8年度～12年度）	33
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	33

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 交通施設整備、交通手段確保の方針	34
(2) 現況と問題点	34
① 交通施設の整備	34
② 地域旅客運送サービスの持続可能な提供	35
(3) その対策	35
① 交通施設の整備	35
② 地域旅客運送サービスの持続可能な提供	36
(4) 事業計画（令和8年度～12年度）	37
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	39

## 6 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針	40
(2) 現況と問題点	40
① 上水道	40
② 下水処理	40
③ 一般廃棄物処理	41
④ 防災	41
⑤ 公営住宅	42
⑥ 能登三郷斎場・多目的交流センター、その他	42

(3) その対策	4 2
① 上水道	4 2
② 下水処理	4 3
③ 一般廃棄物処理	4 3
④ 防災	4 3
⑤ 公営住宅	4 4
⑥ 能登三郷斎場・多目的交流センター、その他	4 4
(4) 事業計画（令和8年度～12年度）	4 5
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	4 6

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	4 8
(2) 現況と問題点	4 8
① 子育て支援の充実・確保	4 8
② 高齢者等の保健・福祉の向上	4 8
③ 疾病予防と健康増進	4 9
④ 障害者福祉の増進	4 9
(3) その対策	4 9
① 子育て支援の充実・確保	4 9
② 高齢者等の保健・福祉の向上	5 0
③ 疾病予防と健康増進	5 0
④ 障害者福祉の増進	5 0
(4) 事業計画（令和8年度～12年度）	5 1

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 1
----------------------	-----

## 8 医療の確保

(1) 医療の確保の方針	5 3
(2) 現況と問題点	5 3
① 医療施設、設備の整備	5 3
② 医師等の確保	5 3
③ 巡回診療	5 3
④ 医療機関の協力体制の整備	5 3
(3) その対策	5 3
① 医療施設、設備の整備	5 3
② 医師等の確保	5 4
③ 巡回診療	5 4
④ 医療機関の協力体制の整備	5 4
(4) 事業計画（令和8年度～12年度）	5 4
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	5 5

## 9 教育の振興

(1) 教育振興の方針	5 6
(2) 現況と問題点	5 6
① 学校教育	5 6
② 社会教育	5 6
(3) その対策	5 7

① 学校教育	57
② 社会教育	57
(4) 事業計画（令和8年度～12年度）	59
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	60

## 10 集落の整備

(1) 集落の整備の方針	63
(2) 現況と問題点	63
(3) その対策	63
(4) 事業計画（令和8年度～12年度）	63
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	63

## 11 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針	64
(2) 現況と問題点	64
(3) その対策	64
(4) 事業計画（令和8年度～12年度）	65
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	65

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針	66
(2) 現況と問題点	66
(3) その対策	66

(4) 事業計画（令和8年度～12年度）	66
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	66

### 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点	67
① 自然環境の保全及び再生	67
(2) その対策	67
① 自然環境の保全及び再生	67
(3) 事業計画（令和8年度～12年度）	67
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	67

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業	68
--------------------------------	----

## 1 基本的な事項

### (1) 町の概況

#### ア 諸条件の概要

##### ① 自然的条件

本町は、能登半島の北東部に位置し、北は珠洲市と輪島市、南西は穴水町に隣接し、東と南は富山湾に面して海岸線が続き、海岸線の大半は能登半島国定公園に含まれている。

外浦の豪壮な海食景観に対して、富山湾に面する内浦の柔和な沈水景観は、九十九湾や遠島山など好風景を現し、北西端にはブナ林で知られ、展望が楽しめる鉢伏山（海拔 543m）があり、町域の約 8 割が丘陵地となっている。

丘陵地が海岸にせまり、特に東側の海岸線は屈曲に富んで、天然の良港を形成し、海、山、川の豊かな自然環境に恵まれ、市街地や集落は海岸部や山間部の川沿いを中心に形成されている。

また、里山から里海までが密接につながる能登半島は「能登の里山里海」として、世界農業遺産に認定されている。

町域は、東西約 27 km、南北約 17 km で、273.28 km<sup>2</sup>の面積を有している。

気候は、日本海側特有で四季が明瞭で、全国的に見れば冬季の降雪は多い方だが、年平均気温は 14℃前後、年降水量は 1,900mm 前後と、北陸地方としては比較的住みよい風土といえる。

##### ② 歴史的条件

本地域では、古代より人々の生活が営まれ、国指定史跡である縄文時代の真脇遺跡など、旧石器、縄文、弥生時代の遺跡が多く残っている。海岸部では古くから漁業が行われ、珠洲市から本町東部にかけての一带や町野川中上流地域では中世に大規模な公田を含む広大な荘園が開発された。

戦国時代には、松波畠山氏が松波に居城し、藩政期には一部を除き前田家の所領に組み込まれ、その後宇出津港や小木港は、漁業・商業などで栄えてきた。



縄文土器



世界無形文化遺産「あえのこと」

本地域は、自然の恵みへの感謝の気持ちや神への信仰心が強く、各地では日本遺産に認定された「キリコ祭り」、世界無形遺産である「あえのこと」や「アマメハギ」などの民俗行事が今も受け継がれている。

明治・昭和の大合併の過程で、互いに編入・分離を行ってきた能都町・柳田村・内浦町が、合併特例法に基づく平成の大合併により、平成 17 年 3 月 1 日に合併して「能登町」が誕生し、現在の町域が形成されたという歴史的経緯がある。

### 《 明治以降の町村合併の経緯 》

編入年月日等	M40.10.15	M41.4.1	T10.1.1	S14.11.3	S23.5.1	S30.3.25	S30.10.10	S31.9.30	S33.12.1	H17.3.1	
編入・名称変更等の町村名	柳田村	柳田村									
	上町村										
	岩井戸村										
	神野村					(神野村の中斉及び神和住を編入)					
	鶉川村	鶉川村	鶉川町(町制施行)				(鶉川町を編入)				
	山田村										
	宇出津町					能都町					
	三波村										
	高倉村	小木村		小木町(町制施行)							(能都町的小木・越坂・市之瀬・明野地区を編入)
	小木村										
	松波村	木郎村				松波町(町制施行)				内浦町 (名称変更) ※公券により選考	
	宮崎村										
木郎村											

### ③ 社会的条件

町内には、本町の主要道路である一般国道 249 号及び珠洲道路がそれぞれ横断しており、これらに主要地方道と一般県道が接続し、さらに幹線町道が町内の各地区を連結して交通ネットワークを形成している。これらの幹線道路の整備とモータリゼーションの進展に伴い、通勤、通学、通院、買い物など、住民の日常生活圏が拡大し、産業・経済活動も広域化してきている。

また、鉄道については昭和 39 年に穴水～蛸島間 61.1km が全線開通して以来、地域住民の通勤通学など生活路線として、また、能登半島へ観光客や物資を運ぶ交通手段として重

要な役割を果たしてきた。しかし、沿線地域の過疎化と車社会への移行等により利用が減少し、昭和 63 年 3 月から第 3 セクター「のと鉄道株式会社」として再出発したが、更に深刻化した過疎化による財政的問題などから平成 17 年 3 月に能登線は廃止され、のと鉄道転換路線バスが運行されている。

一方で、一部供用を開始した「能越自動車道」は、都市圏との高速交通体系を確立するとともに、遠隔地へのアクセス手段として期待されるほか、地域の新たな夢と期待を担い平成 15 年 7 月に開港した「のと里山空港」によって、能登と首都圏が約 1 時間で結ばれ、観光や物流、活力ある地域づくりの拠点として利用されている。

また、平成 25 年 3 月にのと里山海道が全線無料化され、平成 27 年 3 月には北陸新幹線の金沢開業があり、観光客やビジネス客の増加といった交流人口の拡大が進んでおり、新幹線開業効果を最大限に引き出し、その効果を能登まで波及するために、2 次交通によるアクセスの充実が課題となっている。

#### ④ 経済的条件

本町は、豊かな自然環境の恵まれた資源を生かし、第 1 次産業を中心に発展してきた。しかし、労働条件や不安定な収入により後継者が不足し就業者の高齢化が進んでいる。また、地理的条件や社会的条件により、輸送コストや整備費がかさむため、なかなか進出企業も無く、就業の場の創出・拡大が求められる。

### イ 過疎の状況

#### ① 人口等の動向

本町の人口は、昭和 25 年の約 4 万人をピークに年々減少の一途をたどり、特に昭和 30 年代後半から 40 年代にかけて、高度経済成長下における都市部への急激な人口流出が続き過疎化が起こった。その後、都市部への過度な人口集中や、社会基盤の整備、産業振興等による雇用の場の創出など、過疎対策の行政措置が講じられたこと、また、移住・定住施策の推進により社会減少は鈍化の傾向をみせているが、出生率の減少などによる人口減少は著しく、過疎化を食い止めるには至っていない。

#### ② これまでの対策

町全域が過疎地域である本町は、これまで道路・橋梁など交通施設の整備を重点に過疎対策を実施してきた。そのほか、基幹産業の農業振興における基盤整備、水産業振興における鮮度保持・加工施設などを整備した。

教育関連施設においては、各学校における大規模改修や図書館、公民館など社会教育施設を整備し、教育環境の充実を図ってきた。

観光・レクリエーション施設では、交流人口の拡大を図るために観光交流施設の整備や宿泊施設の改修等を行ってきた。

また、町有線テレビの再整備を行い、町内全域をF T T H化し超高速ブロードバンド環境を整備した。

### ③ 現在の課題

過疎化の要因として最も大きいものは、基幹産業である水産業の低迷や、雇用に結びつく他の産業も限られ、若年層の流出に歯止めがかからないことであると考えられる。基幹産業である農業においては、土地基盤整備の遅れ、減反政策などによる収益の伸び悩み、農産物の輸入自由化による競争激化などを背景に、深刻な後継者不足となり、結果的に生産年齢層の町外流出が続き高齢化が進んでいる。このため、高齢者に対する福祉サービスの一層の強化・充実を図るとともに、高齢者を地域づくりの一担い手として地域活動への参加を促し、高齢者が生きがいの持てる地域づくりを進めていかなければならない。

一方で、若者の定住促進のため、子育て支援の充実、就業の場の確保・増大や移住者等の受け入れ体制・環境等の整備、さらには高等学校等の存続や社会教育施設の整備など教育環境の充実を図ることが課題となっている。

### ④ 今後の見通し

人口減少問題が深刻化するなか、地方創生を推進し本町における課題解決にむけた諸施策を積極的に推進するとともに、絶えず変化を続ける社会情勢を見極めながら、本町ならではの特色ある地域づくりを目指し、地域の持続的発展を推進していくこととしている。

## ウ 産業構造の変化、立地特性、経済的発展の方向

### ① 産業構造の変化

本町における産業の中心は、社会情勢の変化に伴い、第1次産業から第3次産業へと移行してきている。現在の第3次産業就業者は、本町の就業人口の6割を超えている。一方、第1次産業就業者は年々減少しており、農林業では若年労働者の都市部への流出による担い手不足、高齢化等により農地・山林の荒廃を生み出している。水産業についても国際的な漁獲規制の影響を受け、漁獲量の減少や後継者不足が問題となっている。

そうしたなか、小木港沖で採取される海洋深層水を活用した産業や地元特産物を活用した商品開発に力を注ぐなど、第1次産業人口は、県平均と比較しても依然高い数値であり、本町の基幹産業として位置づけられる。

表 1-1 (1) 産業別就業人口構成

(単位：%)

区 分		昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
第 1 次 産業	能登町	36.8	31.5	26.8	22.3	17.5	18.7	17.8	16.9	13.3
	石川県	11.0	8.6	6.5	5.4	3.9	3.9	3.3	3.1	2.7
第 2 次 産業	能登町	25.0	27.7	32.4	32.7	31.6	27.4	23.5	22.3	21.2
	石川県	34.1	34.1	35.0	33.6	32.8	30.0	28.7	28.5	28.0
第 3 次 産業	能登町	38.3	40.8	40.8	45.0	50.9	53.9	58.7	60.8	65.5
	石川県	54.8	57.3	58.5	61.0	63.3	66.1	68.0	68.3	69.3

(国勢調査)

## ② 地域の経済的な立地特性

本町は、海岸部、山間部、都市部から構成され、それぞれに適した景観・集落が形成されている。まだ手付かずの雄大な自然景観を誇り、国定公園に含まれる美しい海岸線や緑豊かな山林、河川などがあり、祭りやあえのことなどの民俗風習が受け継がれ、歴史文化や自然を生かした観光資源に恵まれている。その一方で、能登半島の先端に近いという地理的条件からか大型店の進出もなく、また今日の自動車社会においては近隣の市町や金沢方面にまで買い物に出かける消費者も少なくない。

また、一部の地域を除き道路や公共交通、情報通信網、上下水道等の生活環境の整備、平成 25 年 3 月に全線無料化となったのと里山海道など、半島という地理的な制約はほぼ解消され、利便性が高まりつつある。平成 15 年に開港したのと里山空港をアクセス網の拠点とする、新たな企業誘致・市場の拡大等が期待される。

## ③ 社会経済的発展の方向

経済発展のためには、就業の場の創出・拡大が不可欠であると言える。このため、地域の特性に応じた生産性の向上や農林水産物の付加価値を高める第 6 次産業化により、農林水産業の高度化や地場産業の振興を図るとともに、地域を支える多様な担い手の確保と育成も支援し、広域的な企業誘致対策、過疎地域の空間や自然・歴史環境の保全と調和をとりながら、新しいニーズに適用した滞在・体験型観光・リゾート産業の振興を積極的に推進する。

また、急速に進む高齢化の中で、高齢者の持つ知識や活力を生かす工夫も必要である。過疎地域が優位にある自然環境等を生かし、都市に欠けているゆとりある居住の場として、高齢者や障害者等も安心して日常生活を営むことができる環境を整備するとともに、高齢者ビジネスの育成に努め、質の高い自立的な地域づくりと、付加価値の高い魅力ある産業を創出する必要がある。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と見通し

本町の人口は、平成 17 年（2005 年）の合併以前から人口減少が進んでおり、合併時の平成 17 年と令和 2 年を比較すると約 6,100 人減少している（合併時の約 7 割まで減少）。

特に年少人口や生産年齢人口の減少が進んでいることから、年齢構成のバランスが大きく偏り、労働力の減少に伴う経済活動の停滞や、担い手不足による地域活力の低下、税収入の減少や社会保障費の増大など、経済、生活、財政等のさまざまな場面での影響が懸念される。また、能登半島地震、奥能登豪雨の影響を考慮するとさらに加速度的に人口減少の流れが顕著になることが予想される。

年齢階層別の人口の推移では、29 歳以下の人口比率が著しく低下しているのに対し、65 歳以上の人口比率は増加傾向となっており、県平均が 29.5%の高齢者比率に対し 50.4%と非常に高くなっている。

若年層の減少や転出を抑制するためには、安心して子どもを産み育てることができる子育て環境のさらなる充実を図るとともに、特色ある学校教育を充実させ、子どもの頃から地元能登の良さや、町内企業について知る機会を設けるほか、それぞれのライフステージに応じた地元定着やU I ターン促進に向けた取組を進める必要がある。

### イ 産業構造の現況と今後の動向

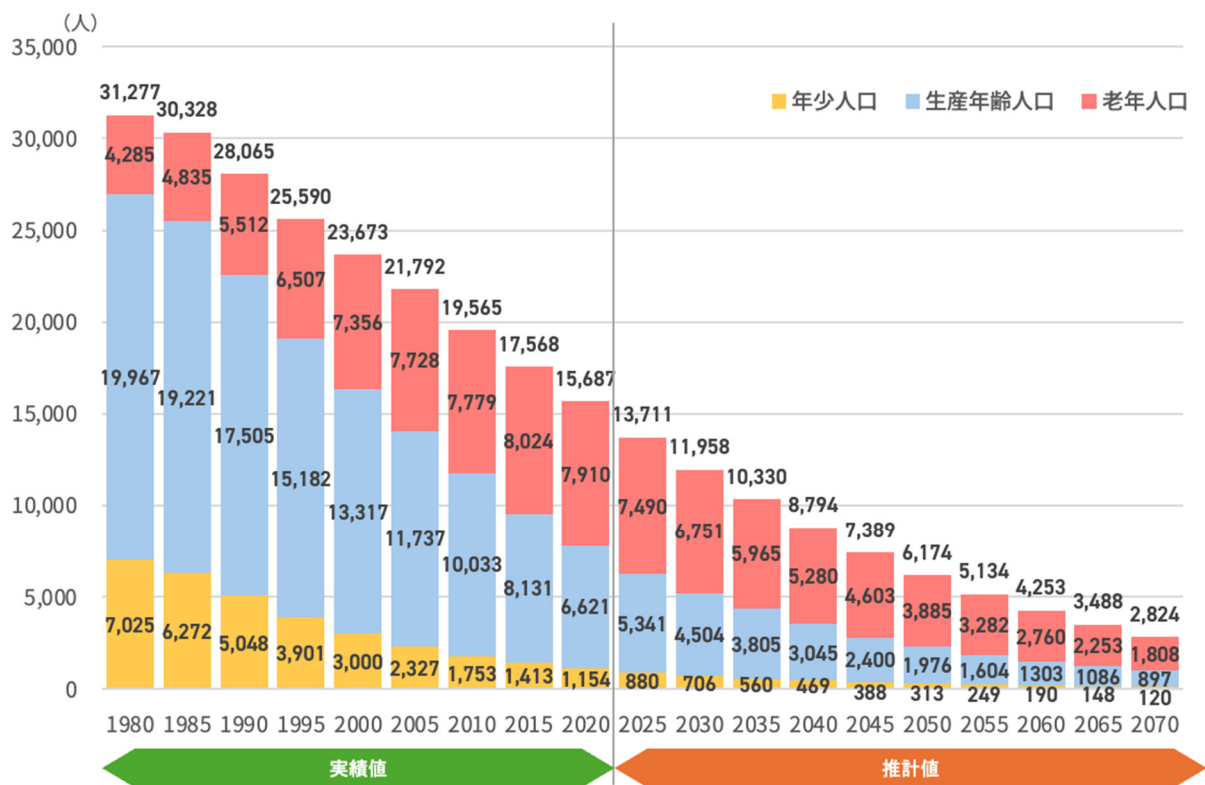
表 1-1(1) のとおり、第 1 次産業については、昭和 55 年の 36.8%が令和 2 年には 13.3%にまで低下しているが、県全体の 2.7%と比較すると、約 5 倍となっている。依然として第 1 次産業の占めるウエイトが高いが、専業農家は激減し、出稼ぎ等による農外収入へ依存している農家が多い状況にある。第 2 次産業については、昭和 55 年の 25.0%が令和 2 年には 21.2%に下がっており、半島部隔遠地の特徴がマイナス要因として働いている。第 3 次産業については、昭和 55 年の 38.3%が令和 2 年には 65.5%にまで上がっている。

第 1 次産業については、経営基調に立脚した特徴づける基幹産業として引き続きその振興施策を図り、第 2 次・3 次産業については、産業連携や新規産業の創出、企業誘致等により、就業人口の増、生産性の向上を推進する。

表 1-2 (1) 人口の推移 (国勢調査)

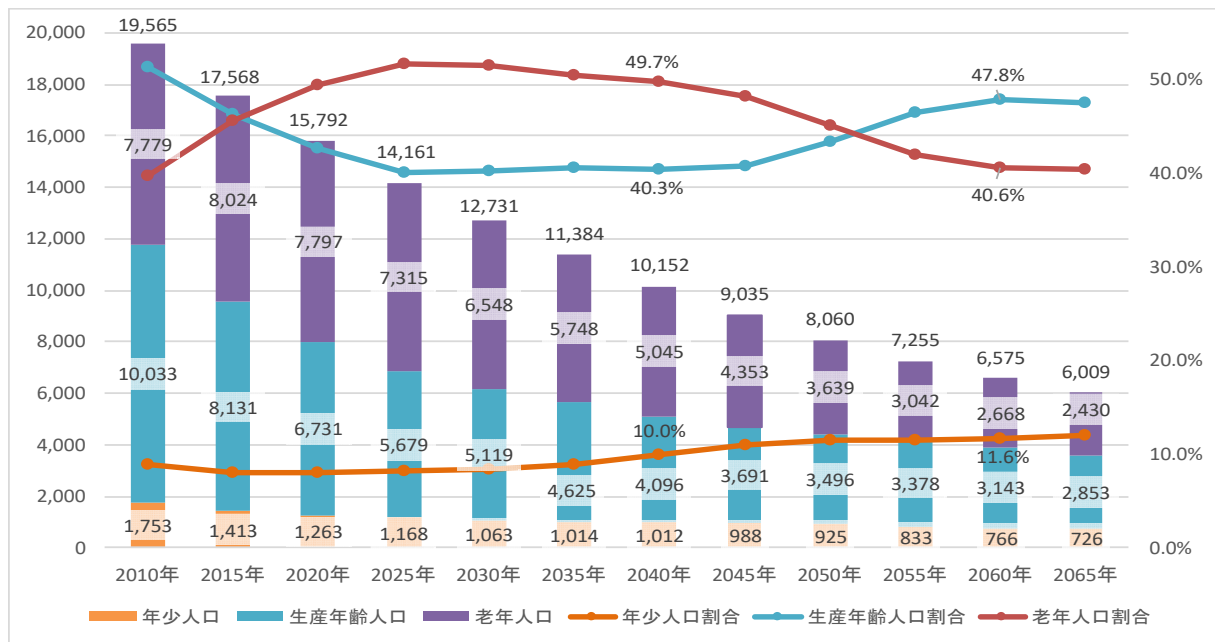
区 分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 31,277	人 28,065	% △10.3	人 21,792	% △22.4	人 17,568	% △19.4	人 15,687	% △10.7
0 歳～14 歳	7,025	5,048	△28.1	2,327	△53.9	1,413	△39.3	1,154	△18.3
15 歳～64 歳	19,967	17,505	△12.3	11,737	△33.0	8,131	△30.7	6,621	△18.6
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	5,084	3,657	△28.1	2,223	△39.2	1,370	△38.4	1,115	△18.6
65 歳以上 (b)	4,285	5,512	28.6	7,728	40.2	8,024	3.8	7,910	△1.4
(a)/総数 若年者比率	16.3%	13.0%		10.2%		7.8%		7.1%	
(b)/総数 高齢者比率	13.7%	19.6%		35.5%		45.7%		50.4%	

表 1-2 (2) 人口の見通し (能登半島地震、奥能登豪雨の影響は考慮されていない)



※ 2020 年までは「国勢調査」のデータに基づく実績値、2025 年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ (令和 6 年 6 月版) に基づく推計値。

表 1-2 (3) 目標人口 (能登半島地震、奥能登豪雨の影響は考慮されていない)



(能登町人口ビジョン)

### (3) 行財政の状況

#### ア 行財政

本町の財政状況は、合併当初は危機的な状況であったが、集中改革期間の設定や積極的な行財政改革に取り組んできた結果、財政指標である健全化判断比率や経常収支比率は徐々に改善してきている。

しかしながら、歳入面では、人口減少や基幹産業である第1次産業の不振に伴い自主財源である町税が減少傾向にあり、歳入の多くを占める地方交付税においても、国勢調査人口の減少や合併算定替えの終了が大きく影響し、一般財源の確保が非常に厳しい状況となっている。一方、歳出面においては、高齢化率の高い当町にとって、社会保障関係経費である扶助費が増加傾向であるほか、老朽化する公共施設の維持補修費等も年々増加している。さらに、統合庁舎建設等により公債費が高い水準で推移しており、持続可能な行財政運営のためには今後も更なる行政改革の推進が必要である。

表 1-3 (1) 財政の状況

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和 2 年度
歳入総額 A	15,650,425	15,302,801	19,230,313
一般財源	12,337,820	11,154,061	11,666,828
国庫支出金	1,048,547	1,171,015	3,761,783
都道府県支出金	858,053	696,914	744,757
地方債	1,406,000	2,314,500	2,623,500
うち過疎債	759,900	750,900	1,630,900
その他	576,344	33,689	433,445
歳出総額 B	15,453,107	14,880,354	18,771,655
義務的経費	7,183,383	5,941,766	6,583,132
投資的経費	2,657,018	2,568,002	3,544,643
うち普通建設事業	2,499,535	2,567,843	3,442,364
その他	5,612,706	6,370,586	5,201,516
過疎対策事業費	3,380,588	2,386,566	3,771,850
歳入歳出差引額 C(A-B)	197,318	422,447	458,658
翌年度へ繰越すべき財源 D	46,222	73,130	18,146
実質収支 C-D	151,096	349,317	440,512
財政力指数	0.218	0.199	0.207
公債費負担比率(%)	30.1	25.0	26.8
実質公債費比率(%)	17.9	10.3	6.9
起債制限比率(%)	11.1	—	—
経常収支比率(%)	87.4	86.6	88.1
将来負担比率(%)	124.9	64.3	77.1
地方債現在高	22,111,521	18,831,770	22,290,643

(地方財政状況調査)

### イ 施設整備の現況と動向

公共施設の整備については、これまでの過疎対策事業等によりほぼ順調に進んできた。

道路(町道)については、改良率が昭和 55 年度末の 23.1%から令和 2 年度末の 75.3%へ、舗装率が 58.2%から 85.8%へと改善された。水道普及率については、令和 2 年度末で 98.0%、下水道の水洗化率については、73.5%となっている。

今後は、公共施設等総合管理計画や個別施設計画の方針に基づき、計画的に整備を進めていく必要がある。

表 1-3 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市 町 村 道 (m)	428, 223	479, 204	510, 280	564, 429	572, 107
改 良 率 (%)	23.1	61.3	69.2	74.2	75.3
舗 装 率 (%)	58.2	35.7	81.6	85.2	85.8
農道 延長 (m)	—	—	—	375, 361	457, 059
耕地 1 h a 当たり農道延長 (m)	77.2	107.2	110.5	100.2	—
林道 延長 (m)	—	—	—	146, 252	148, 390
林野 1 h a 当たり林道延長 (m)	12.6	17.7	18.6	20.9	—
水道普及率 (%)	80.0	86.4	90.3	97.1	98.0
水洗化率 (%)	13.7	42.3	60.0	64.6%	73.5
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	7.1	12.5	15.5	14.4	8.7

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

自然豊かな能登半島の北部に位置する本町の人々は、奥能登の気質である温かい心を持ち、数々の祭りで見られるような熱い心も合わせ持っている。

また、世界農業遺産の認定が示すように、自然豊かな暮らしの中で、民俗や文化、伝統の技、生活の知恵を築き上げ、それを受け継いできた。

これまで続いてきた若年層を中心とした人口の流出による過疎化は、本町における若い労働力を減少させ、全国的な少子高齢化の流れと相まって、地域社会・地域経済・生活環境に深刻な変化をもたらした。

このため、本町ではこれまで、過疎地域対策関連法に基づく過疎計画により、産業の振興、公共施設や生活基盤の整備に重点を置き、地域の振興・活性化に向けた諸施策を展開してきた。

この結果、施設整備・生活基盤整備という面では一定の水準まで達してきたが、過疎化の進行は収まらず引き続き積極的な施策を進めていく必要がある。

人口減少・少子高齢化、能登半島地震や奥能登豪雨などにより「暮らし」「生業」「祭り」に繋がる「暮らしの循環」が弱まりつつあるが、まちに住む人、関わる人が互いを活かし合いながら、誇りと愛情を持って、それぞれの方法でまちづくりに参加し、能登町とともに生きるまちを目指す「ともに生きる、能登で生きる」を基本方針として、「この町に住んでみたい、住んでよかった」と思える町づくりを推進するため、ソフト・ハードの両面にわたる取り組みを進める。

また、本町の主要産業である農林水産業を中心とする産業連関の強化や地域産業の競争力強化、恵まれた自然環境、地域資源等を生かした里山里海ツーリズムの推進や関係人口の創出など、地域と行政が共創する町づくりと、少子高齢化社会に向けたさらなる福祉の充実や人材育成、地域の自主的活動を推進するなど地域の活性化を図るため、持続的発展施策を展開していく。

#### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

本計画における基本的な目標は、次のとおりとする。

指 標	基 準 値 (計画開始時点)	目 標 値 (令和12年度)
国勢調査人口	12,718人(速報値)	10,003人
人口動態における社会増減	△445人	△245人
出生数	28人	34人

#### (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の基本目標については、能登町創生総合戦略と同様の目標値を設定している。総合戦略の達成状況は、毎年度能登町総合戦略推進会議で評価し公表することから、本計画の達成状況についても、併せて評価・公表が行われることとなる。

#### (7) 計画期間

この計画は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年計画とする。

#### (8) 公共施設等総合管理計画との整合

能登町公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方は次のとおり。

#### 能登町公共施設等総合管理計画（抜粋）

公共施設等の管理に関する基本的な考え方

##### (1) 建築系公共施設

##### ① 施設の更新（建替え）について

基本的に改善・改修・建替えを実施し、必要な事業に応じたものとする。

##### ② 施設総量（総床面積）

更新の際は、統合を検討し、複合施設とすることで施設総量を減少させる。利用率が低く、将来的にも需要が見込めない施設については、運営及び利用目的の見直しを行い、統廃合を検討する。

### ③ 施設の維持管理・運用コストについて

運営については指定管理者制度の活用や、地域住民による維持管理協力、譲渡等の民間の活力を促進する。PPP/PFIなど、官民連携を推進しながら、施設を維持しつつ、改修・更新コスト及び管理運営コストの縮減に努める。

また、再生可能エネルギーシステムを積極的に導入することにより、環境負荷の低減と施設維持コストの縮減を実現する。

## (2) その他建築系公共施設

町営住宅に関しては、令和2年度に改訂を行った「能登町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、長寿命化及び維持管理を行うものとし、用途廃止となる公営住宅等については順次除却を行う。

医療施設については、「新・公立宇出津総合病院改革プラン」並びに平成30年度に策定した「公立宇出津総合病院修繕計画」に基づき、計画的な施設改修・更新・長寿命化を図っていく。

## (3) インフラ系公共施設

### ① 現状の投資額について

一般財源の規模等から算出された投資可能額でインフラ整備を行うためには、老朽化状態を把握したうえで優先順位を検討し、改修・更新を実施する。

### ② ライフサイクルコストについて

既存施設の長寿命化を最大限に図りながら、効果的で効率的な改修・更新を行い、ライフサイクルコストの適正化を目指す。

### ③ 規模の最適化

必要性が低くなった施設については、維持管理の効率化の観点から、廃止も検討し規模の最適化を図る。

公共施設等の老朽化対策が課題となる中、厳しい財政状況や少子高齢化・人口減少などによる公共施設等の利用内容・頻度の変化を踏まえ、計画的に更新・統廃合・長寿命化を進め、財政負担の軽減と公共施設等の最適供給・最適配置を実現することが必要となっている。

このような状況を踏まえ、今後の公共施設等の整備については、上記の基本方針に基づき、整合性を図りながら必要な事業を適正に実施していくものとする。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の方針

本町には、世界農業遺産「能登の里山里海」、日本遺産「キリコ祭り」、世界無形文化遺産「奥能登のあえのこと」「能登のアマメハギ」などに代表される豊かな自然環境と貴重な伝統文化が受け継がれている。また、のと里山空港の開港、のと里山海道の無料化、北陸新幹線の県内全線開業や能越自動車道の延伸など、広域的な交通アクセスの利便性が向上している。

これら地域資源と交流基盤を活用し、地域でのNPO活動、地域づくり活動等の人材を積極的に支援・育成することにより、自主的・内発的な取り組みを展開し、地域内外での交流ネットワークを構築していく。

### (2) 現況と問題点

#### ① 移住及び定住の促進

平成27年に町と民間組織の協働による「能登町定住促進協議会」が発足し、情報発信、移住相談のワンストップ化、受入体制の整備、定住支援等を行っている。協議会発足後、移住者数は大幅に増加するとともに、きめ細かい定住支援を行い、高い定着率を実現している。

今後はテレワーク等の普及によって都市部で高まっている地方移住への興味を当町に結び付けるための新たな施策と受入基盤となる住まいの確保、さらに働く場や雇用創出への取り組みが必要となっている。

#### ② 地域間交流

本町は、恵まれた自然環境、観光・文化・歴史資源等を有しており、地理的・社会的な優位性を持っている。これらの要素を産業・観光・福祉・文化・教育など様々な分野で活用していくことが本町の活性化には不可欠である。

また、本町の持つ優位性を生かし、都市や近隣市町村との連携を深め、人的交流を促進し、全国的にニーズが高まっている体験型・滞在型交流にシフトするため、体験滞在プログラムや各施設の一層の充実と受入体制の再構築が必要である。

#### ③ 人材の育成

地域の人材を輩出してきた高校は統廃合され、現在、能登高校一校のみとなっている。さらにその一校も入学者が減少している。そのため高校の定員確保と存続、人材育成のための能登高校魅力化プロジェクトを官民協働で取り組んでいる。加えて、地域の人材の育成や担い手不足の解消には、高校卒業後の定住や進学、就職による町外転出者のUターンが必要となる。そのため、子どもの頃から地域の風土・文化を学び、ふるさとに誇りを持つ人材の育成に取り組んでおり、「中学3年生の町に愛着を感じる割合」は、令和元年度

が69.9%であったのに対し、令和6年度には93.7%まで上昇している。引き続き、小中高の学びの連続性を図り、地域と連携して里山里海の豊かさを実現する生き方を学び、子どもたちの郷土愛を育む必要がある。

#### ④ 関係者間の連携及び協力の確保

町内の団体・事業者・金融機関等と連携するとともに、県内外の大学と連携協定を締結して、各事業を進めている。今後、人口減少がさらに進行する中で、町内だけでなく、町外（都市部）の機関・企業との連携した取り組みが必要となる。

#### ⑤ 地域と継続的な関わりを持つ関係人口の創出・拡大

全国的に人口減少・高齢化が進む中、地域づくりの担い手確保や地域課題の解決等を通じて、地域活力の維持・向上を図るため、関係人口の「見える化」、一過性に終わらない「関係性の持続化」、地域と関わる「ごちゃ混ぜ化」を基本方針として、官民連携で関係人口の創出・拡大に取り組む。

### (3) その対策

#### ① 移住及び定住の促進

本町の地域資源である豊かな自然環境とそれを背景とする生業、文化、景観を踏まえつつ、過疎地域の課題解決を指向する人材との関係構築を進め、地域の人材との共創により地域課題を解決する関係人口を創出する。関係人口創出のきっかけとなるサテライトオフィス誘致やワーケーションの受入を推進するとともに、関係人口から移住・定住へとつながるよう受入体制の整備をする。

また、地域おこし協力隊の受入を推進しながら、隊員の起業や事業継承を支援することで、定住の促進を図る。

そのほか、UIターン者の受入れに対する地域住民の理解を得ることや、近隣地域における就業場所の確保、空き家情報の提供や家財処分の支援、移住者の新築・改築の支援等を行い、住まいの環境を整え、定住を促進する。

#### ② 地域間交流

本町の恵まれた資源の洗い出しやそれらを生かした新たな体験・観光メニューなどの研究を行うとともに、都市部社会人の「実践力」、大学の持つ「知」と学生の「若い力」を生かした地域活性化の取り組みなど都市との交流を推進する。

また、リーダーなどの人材育成、各種交流事業への参加を促進し、体験交流観光、スポーツ合宿交流、姉妹都市交流、国際交流による交流人口の拡大、特に滞在型交流人口の拡大を図る。

### ③ 人材の育成

海洋教育や地域学、「共に創る復興」の要素を盛り込んだ探究活動などを、広く地域の方々や地元企業などの協力を得ながら推し進め、地域と関わることで、社会の一員として主体的に参画し貢献する意識や態度とともに、ふるさとを愛する心を養い、地域を支える人材や、ふるさとの価値の再認識と復興を担う人材の育成を図る。また、社会と関わる学習や、企画力やチャレンジ精神を高める学習を通じて教育の質の向上を図り、地域社会の活性化に主体的に寄与することのできる人材を育成する。

課題解決型人材としての関係人口と町内の人材、移住者等が共創する場をつくり、地域資源を活用した地域の課題解決や新たなビジネスの創出などを図る。

また、少子化が進む奥能登で能登高校の生徒確保が困難となっていることから、高校と行政機関が連携し、定員確保のための支援を行う。

### ④ 関係者間の連携及び協力の確保

金融機関や大学、企業、地域づくり団体などの関係団体と、交流・関係・移住施策を一体的に取り組んでいく。その中で都市部の企業とのつながりを持ち、連携する環境をつくり、町内外のステークホルダーが共創して地域課題の解決に向けて取り組んでいく。

#### 《目標値》

指 標	基 準 値 (計画開始時点)	目 標 値 (令和 12 年度)
サテライトオフィス視察件数	0 件	5 件
U I ターン希望者への相談窓口対応件数	51 件	113 件
外部人材（地域おこし協力隊）の登用人数	1 名	5 名
祭りの環 学生サポーター受け入れ人数	9 名	30 名

(4) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	移住・定住	定住促進事業	町	
		ふるさと空き家活用事業	町	
		関係人口創出事業	町	
		サテライトオフィス誘致推進事業	町	
	人材育成	テレワークスキルアップセミナー事業	町	
		能登高校魅力化事業	町	
	その他	公益信託能登町エンデバーファンド21助成事業	町	
		過疎地域持続的発展事業	町	
		官民連携センター運営事業	町	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」区分において、公共施設等総合管理計画に該当する施設はないが、施設整備が必要な場合は、公共施設等総合管理計画の基本方針に基づき、計画的に整備を行う。

### 3 産業の振興

#### (1) 産業振興の方針

産業振興、雇用の創出により、若年層をはじめ地域に暮らす人々の定住条件の整備とUIターンの促進を図る。特に、本町の基幹産業である第1次産業において、担い手不足の解消とブランド化の推進による収益力向上が重要である。

また、交流人口の拡大や雇用確保のため、さらなる観光振興を図る必要がある。豊かな自然環境と伝統文化という地域資源に磨きをかけ、体験型観光や滞在型観光など時代のニーズに合った観光メニューの創出に努める。

#### (2) 現況と問題点

##### ① 農業

農業は本町の基幹産業であり、その形態は、米を主体として野菜、果樹、畜産が主軸をなしている。しかし、農業従事者の高齢化による離農、後継者不足や有害鳥獣被害による生産意欲の低下に伴う耕作放棄地の増加、さらには農産物の価格低迷など、様々な問題を抱えている。

このような中で、ほ場やかんがい排水対策等の生産基盤の整備に加え、有害鳥獣の駆除対策、将来の農業の担い手となる後継者や新規就農者の確保・育成と集落営農組織の育成や遊休農地の有効活用を目指すとともに、これまでのような生産だけの段階から、加工・流通・販売にも業務展開し、いかに付加価値を高める農業経営に結びつけるかが課題である。

畜産については、養豚の農家数は維持されているものの、能登半島地震の影響により乳用牛、肉用牛の農家数は減少した。養鶏農家は高齢化の進行により農家数は減少し多羽化傾向にあるが、羽数は減少しており、さらなる生産性の向上やコスト低減を図りながら、いかにして安定経営を維持するかが課題である。

このようなことから、農業生産基盤の整備を加速させ、農用地の有効利用や担い手への農地集積化に努めるとともに、定住人口の確保も視野に入れた新規就農者の受入体制の整備、認定農業者の確保、集落営農の育成、企業による農業参入なども支援を行い、多様な担い手の確保・育成を推進する必要がある。また、本町の自然的、地理的条件を生かした流通販売体制の確立や契約販売の推進を図り、産業の連携をとおした高付加価値型農業と観光農業への創造が必要である。

表 3-1 (1) 農家数・農業産出額の推移

(単位：戸、百万円)

区 分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年度
総 農 家 数	2,567	2,295	2,058	1,733	1,414	1,047
専 業 農 家	266	231	244	298	252	
第 1 種 兼 業 農 家	225	105	109	46	34	
第 2 種 兼 業 農 家	2,076	1,270	887	668	499	
自 給 的 農 家		689	818	721	629	526
農 業 産 出 額	4,817	4,182	3,489	3,630	2,120	2,430

(農林業センサス、生産農業所得調査)

表 3-1 (2) 認定農業者数 (( ) は累計 )

令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
5 (60)	5 (63)	4 (61)	3 (59)	2 (58)	0 (55)	1 (55)

## ② 林業

本町の森林面積は 200.84 ㎥で町土の 73.5%を占め、豊富な森林資源を有し、多様な木材供給が可能であるが、海外からの低価格輸入木材による影響などから林業所得は伸び悩み、加えて林業従事者の減少や高齢化、不在地主を起因とする山林の管理・保全の低下が懸念されるなど林業振興は一層深刻化している。

また、森林面積の約 4 割が人工林であり早くから森林整備が進んでいるが、間伐等の林業施策が適切に実施されない森林が増加しており、齢級別では、若齢の森林が少なく 10 齢級 (46~50 年生) 以上の主伐期 (収穫適齢期) を迎えている森林が約 7 割を占めている。このため森林環境譲与税等を活用した育成林の伐採を適切に実施していく必要があるほか、森林病虫害対策など問題が山積している。

このようなことから、木材資源の効率的な循環・利用を促進し、適正な森林管理を行うため森林組合、林業従事者との連携を強め、担い手の確保・育成に努めなければならない。

また、森林の持つ水源のかん養、自然環境の保全形成、住民の保養の場などの公益的機能の増進や主要林産物である食用きのこ類を生かした観光林業の創出を図る必要がある。

表 3-2 (1) 人工林の齢級別樹林地面積

(単位: h a)

	人工林面積	3 齢級以下	4~5 齢級	6~7 齢級	8~9 齢級	10 齢級以上
H19	8,419	580	1,013	1,952	2,366	2,508
H24	8,427	466	854	1,838	2,264	3,005
R1	8,426	87	435	939	1,889	5,076
R6	8,425	24	314	687	1,568	5,832

(樹種別齢級別森林資源構成表)

## ③ 水産業

本町の水産業は、沖合イカ釣り漁業と定置網漁業を主力とし、古くから天然の良港として栄えてきた。しかし近年は、従事者の高齢化や後継者不足などに加えて、漁業用燃料の価格高騰が続き、大変厳しい状況となっている。沖合イカ釣り漁業は外国漁船の違法操業による乱獲や海洋環境の変化などによる漁獲量の低迷、定置網漁業は資源管理の難しさが新たな課題となっている。

このような状況の中、水産業の活性化に向け、稚魚・稚貝の放流をはじめ、船舶の安全操業を担う無線局への補助や水揚げ不振に対する漁業共済事業、漁船等の取得資金借入に伴う利子補給などの支援に取り組んできた。同時に、労働力の確保や漁業振興策の一環として、外国人漁業実習生の受入れを行っている。

また、陸上養殖を中心に獲る漁業から育てる漁業の事業支援を進めることや、水産資源の有効活用と付加価値の向上のための施策を講じるとともに、観光資源としての利用価値を模索するなど、総合的な取り組みを進める必要がある。

表 3-3 (1) 漁業就業者数及び水揚高の推移

(単位: 人、億円)

区 分	S63	H5	H10	H15	H20	H25	H30	R5
漁業就業者数	1,640	1,033	931	782	615	512	341	269
水揚合計額	74	80	71	45	46	32	28	35

(漁業センサス、漁協業務報告書)

## ④ 商工業

本町の商業は、消費者ニーズの多様化、地域外の大型店やインターネット通販の利用などで地元の消費購買力が流出し、商店街の空き店舗増加など商業機能の空洞化が進んでいる。また、店舗の老朽化や経営者の高齢化も進んでおり、中心市街地は厳しい経営状況にある。

これは、本町が抱える高齢化、過疎化が大きな要因で、経営者の高齢化、後継者不足に

よる廃業など、地元商業者を取り巻く状況は更に厳しさを増していることから、商工会と連携しながら商店街の魅力向上を推進していく必要がある。

一方、企業の営業力向上を支援するため、関係機関と連携して必要な助成措置を講じてはいるが、製造品出荷額は減少傾向にある。電子部品製造業者などが根付いているものの、全般的には景気の変動により影響を受けやすい小規模な事業所が多い。

表 3-4(1) 商工業の状況 (単位:店、億円)

区 分	H11	H14	H16	H19	H21	H24	H28	R 3
製造業事業所数	135	76	68	62	89	87	85	75
卸売業・小売業事業所数	534	488	457	411	352	296	265	252
製造品出荷額等	172	138	122	154	100	64	63	69
年間商品販売額	287	272	259	202	200	165	130	164

(商業統計、工業統計、経済センサス基礎調査・活動調査)

#### ⑤ 情報通信産業

人口減少・少子高齢化が進行する中であっても、産業・経済の活性化や労働力不足への対応などの課題解決や持続可能な社会を実現するため、先端技術の開発やDX（デジタルトランスフォーメーション）の取組を進める必要がある。

#### ⑥ 地場産業の振興

地場産業の振興は、本町の恵まれた資源や環境を生かした地域経済の柱をつくるという点で重要な課題である。

これまで、地域資源を活用して町内の各種団体・グループ・企業等がそれぞれの活動を展開し、産業の掘り起こしを行ってきた。しかし、資金力や販路、企画力等が十分でないため、生産・流通・販売体制の確立は容易ではない。これらの活動を支援し、郷土を誇れる地場産業を育成することが必要である。

#### ⑦ 観光

北陸新幹線県内全線開業や「能登の里山里海」の世界農業遺産認定、「能登のキリコ祭り」の日本遺産認定などにより、観光地としての能登の認知度は飛躍的に向上し、これまで数多くの観光客が訪れ、活況をとり戻しつつあるが、訪れる観光客の大半は通過型であり、宿泊観光客の宿泊日数も「1泊」の割合が多く、連泊する観光客が少ない。本町の魅力を十分堪能するうえで、通過型観光から滞在型観光へとつながる魅力的な観光地づくりが必要である。

同時に、各観光施設の老朽化が目立ってきており、時代のニーズに沿った施設整備や安心・安全な施設改修を行うなど適正な維持管理が必要であるとともに、類似施設等の整理統合や稼働率の低い施設の廃止についても検討課題である。

また、能登の里山里海の景観や自然と調和しながら、土地に根差した人の生業や暮らしの魅力を生かした新しい観光コンテンツを構築していく必要がある。

### (3) その対策

#### ① 農業

農業については、「能登町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を踏まえ、地域ごとにブロック化し、それぞれの地域ごとに認定農業者を育成して農地の集積を図ることにより、地域の特色にあった一体的かつ効率的な農業経営を目指す。

また、長期的展望をもとに、食料自給率の向上や農家所得増大のための生産基盤とこれを支える生活環境基盤を総合的に整備する。具体的には、農業基盤整備を実施し水田・畑地の整備促進、集落営農化の推進、個人経営から法人化への移行支援、農地の集積化を図りながら大型機械の導入など生産基盤、経営条件の整備・強化を積極的に推進し、農業経営の効率化、省力化を図るとともに、本町の自然的・地理的条件を生かした付加価値の高い農業や他産業と連携した複合型農業の強化を図り、認定農業者はもちろん、U・Iターン等も含め新規就農者の育成、企業の農業参入など新たな担い手についても積極的に支援しながら、農業の担い手の確保・育成及び農村の定住人口の増加と雇用の確保に努める。

世界農業遺産「能登の里山里海」に育まれて発展してきた第1次産業の魅力を生かし、地産地消の推進、新たな特産品の開発を推進しながら、既存の農作物の品質管理を徹底し、地域ブランドの確立を図るほか、生産性の向上に資するスマート農業の導入・定着を推進する。

また、日本型直接支払制度の3本柱である多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払を推進し、担い手に集中する水路・農道等の維持管理の地域共同支援、将来に向けた農業生産活動の維持、自然環境の保全に資する追加コストを支援することで、里山里海を未来の世代に継承していくための多様な取り組みや鳥獣被害の防止対策を進める。

また、県がブランド化を進める能登牛の県内最大の出荷頭数を誇る産地であることを生かし、「能登牛の郷」としてのブランディングや、さらなる能登牛生産体制整備への支援を行う。

#### ② 林業

林業については、本町の豊富な資源を生かすため地域産木材需要の拡大を図りながら、素材生産から加工販売までの一貫した流通加工体制を整備し、林業施業の共同化及び合理化を推進するとともに、施業委託の促進、高性能機械の導入、林道網整備、スマート林業

の推進等により林業の魅力を高め、後継者を育成し林業経営の安定・近代化に努める。

森林の保全については、森林機能の維持や保安林の適切な整備と治山事業による山地災害の防止を図り、人工林については、手入れ不足林等を対象に間伐を重点的に推進し、機能が低下した単層林の複層林化を進める。また、林産物については生産拡大、品質向上を図り、新たな林産物の開発等により付加価値を高め、経営の安定を図る。

さらに森林の持つ公益的機能を観光レクリエーションや環境保全、地場産業等の施設に有効に生かしていく。

### ③ 水産業

水産業については、漁業協同組合や定置網組合などと連携して平成 28 年度に整備した水産物鮮度保持・加工処理施設を活かし、漁業収入の安定化と地域ブランド化を進めるとともに、担い手の確保・育成に努める。また、金沢大学能登海洋水産センターの養殖技術により新たに養殖業に取り組む民間事業者を支援する。

また、港湾施設や漁港施設、漁協施設等の整備、魚価向上の施策や漁業共済事業など、ハード・ソフト両事業を推進するとともに、沿岸海域に有用魚種を積極的に放流し、栽培漁業資源の維持増大に努める。

また、能登半島地震により、水産業の基盤である漁港や共同利用施設に大きな被害を受けたことから、国・県と連携し早期に生業の再建を目指す。復興にあたっては、漁業者が希望と展望をもって漁業を続けられるよう、水産業・漁村の維持・発展に向けた検討を行い、創造的復興を目指す。

### ④ 商工業

地元で採れる農林水産物を使った新たな商品開発に対して支援を行うことで、特産品としての付加価値を高める施策を推進する。また、大きな産業が無い本町においては、新規開業の促進を図ることが喫緊の課題となっており、「能登町創業支援事業計画」を通じて金融機関、商工会と連携し、創業希望者の発掘や創業間もない方々、事業を継承する方への支援を行い町内における多様な起業・創業の取り組みを促進し、新たな雇用の創出、産業の振興及び経済の活性化を推進する。

また、本町における雇用の場を確保することによる人手不足の解消、及び地域の活性化のため雇用就業の支援も実施する。

### ⑤ 情報通信産業

あらゆる産業においてデジタル化が前提となる中、生産性向上や業務効率化だけではなく、将来の成長に向け、デジタル技術を活用した先進的な取組を創出するなど、DX（デジタル・トランスフォーメーション）を推進し、産業の競争力強化につなげるため、事業者のニーズに応じた人材・資金・技術を総合的に支援する。

## ⑥ 地場産業の振興

地場産業は、長引く景気低迷と相まって依然として厳しい状況に置かれている。しかし、消費者ニーズの多様化、技術革新や情報化の進展などの著しい変化に対応するため、現状に合致した支援や育成を充実させていく。

里山里海といった自然環境の保全や資源の活用を図り、次世代のために地域循環型産業の創出に取り組む。また、高齢者や女性等の知恵と経験が生かされる地場産品活動も積極的に支援していくとともに、全般的には、経営指導や設備投資、市場開拓に至る各段階に応じた施策を推進し、自立して持続可能な産業への育成を図る。

海洋深層水など様々な地域資源を活用した特産品の開発や地域ブランドの確立と販路の拡大を支援し、他には無い地域資源を活用した産業の育成に積極的に取り組む。

## ⑦ 観光

観光客の趣向の変化に伴い、地域の自然、食文化その他の文化に直接ふれ合う施策が求められている。

滞在型観光を推進するうえで、イベント関連の宿泊の推進や風光明媚な景色や四季折々の郷土料理、勇壮な祭り、温泉などを楽しみながら、能登町の魅力にふれ、ゆったりと過ごせるような連泊の促進を進める。

また、物見遊山的な観光から参加体験型観光へと変化してきていることから、能登の里山・里海体験、風景や歴史の体験などの活動資源を十分に活用しながら、来訪者のニーズを満たし、満足度の高い参加体験型観光の提供を推進する。

### 《目標値》

指 標	基 準 値 (計画開始時点)	目 標 値 (令和 12 年度)
新規認定農業者数	1 人	現状維持
能登牛出荷頭数	690 頭	1,000 頭
水産物鮮度保持・加工処理施設による（付加価値向上）低価格魚の使用量	789 t	1,193 t
年間入り込み客数	60 万人	90 万人
社宅整備事業者数	0 社	2 社
商工会会員数	575 人	現状維持

(4) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備			
	農業	町単土地改良事業 (農業用施設整備、農道台帳修正)	町	
		県営老朽ため池整備事業 (矢波地区)	県	
		県営老朽ため池整備事業 (寺分地区)	県	
		団体営農村総合整備事業 (九里川尻地区)	町	
		団体営農村総合整備事業 (上町地区)	町	
		団体営農村総合整備事業 (合鹿・駒渡地区)	町	
		農業施設管理事業 (寺田川ダム、福光ダム)	町	
	林業	林道河ヶ谷線整備事業 (舗装 L=3, 285m W=4. 0m)	町	
		県単荒廃地復旧事業 (県単林地保全緊急対策事業)	町	
	(2) 漁港施設			
		漁港管理事業	町	
		県営漁港整備事業 (高倉漁港)	県	
	(3) 経営近代化施設			
	農業	県営ほ場整備事業 (天坂・久田地区)	県	
		県営ほ場整備事業 (柳田中央第2地区)	県	
		県営ほ場整備事業 (大箱地区)	県	
		県営ほ場整備事業 (十郎原地区)	県	
		県営ほ場整備事業 (上町地区)	県	
		県営ほ場整備事業 (瑞穂地区)	県	
		県営ほ場整備事業 (瑞穂第2地区)	県	

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		県営ほ場整備事業 (不動寺地区)	県	
		県営ほ場整備事業 (藤ノ瀬地区)	県	
		県営ほ場整備事業 (柳田東部地区)	県	
		県営ほ場整備事業 (曾又地区)	県	
		県営ほ場整備事業 (柿生地区)	県	
	水産業	宇出津港水産物鮮度保持・加工処理施設 管理事業	町	
		小規模近代化漁業施設整備事業(漁業流 通改善等設備整備補助金)	民間等	
	(4) 地場産業の振興			
	生産施設	畜産競争力強化対策整備事業 (牛舎・堆肥舎等整備)	民間等	
	(9) 観光又はレクリエ ーション			
		観光施設整備事業(やなぎだ荘、真脇温泉、 ふれあいの里、五色ヶ浜・恋路海水浴場、 九十九湾交流センター、やまびこ、観光サイン)	町	
		公園施設整備事業 (遠島山公園、直営管理施設)	町	
	(10) 過疎地域持続的 発展特別事業			
	第1次産業	水田対策指導事業	町	
		担い手育成農業機械整備支援事業	町	
		ブルーベリー振興対策事業 (ブルーベリー普及センター)	町	
		農業振興作物産地強化促進事業	町	
		世界農業遺産活用推進事業	町	
		肉用牛・乳用牛振興奨励事業	町	
		漁業振興対策事業(漁船取得、共済、保 険、漁場保全等補助金)	町	
商工業・6次産業化	海洋深層水振興事業	町		
	雇用促進支援事業	町		

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		創業・継承支援事業	町	
		地域資源活用ビジネス支援事業	町	
		中小企業持続化補助金事業	町	
	観光	観光情報発信事業	町	
		観光誘客促進事業	町	
		観光誘客宿泊助成金	町	
		地域づくりイベント補助事業	町	
	企業誘致	社宅整備事業	民間等	
		新規産業の創出・産業連携の促進事業	民間等	
		宿泊施設立地助成金事業	民間等	
	その他	クラウド型ポイントサービス推進事業	町	
	(11)その他			
		営農飲雑用水施設改修事業 (金山地区)	町	
		営農飲雑用水施設改修事業 (太田原地区)	町	
		営農飲雑用水施設改修事業 (柏木地区)	町	
		営農飲雑用水施設改修事業 (俎倉地区)	町	
		営農飲雑用水施設改修事業 (鮭尾地区)	町	
漁港海岸保全施設整備事業 (白丸漁港海岸高潮対策)		町		
漁港海岸保全施設整備事業 (海岸堤防老朽化対策)		町		
県営港湾整備事業 (宇出津港、小木港)		町		

## (5) 産業振興促進事項

### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
能登町全域	製造業、情報サービス業等、農林 水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

### (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記(3)その対策、(4)事業計画のとおり。

## (6) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、対象施設等、整合性については次のとおり。

### 1 スポーツ・レクリエーション施設

#### ① 観光施設

(方針) 保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。

予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

(施設等) 大屋根広場（倉庫棟）、大屋根広場（トイレ棟）

のと九十九湾観光交流センター

(整合性) 上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。

#### ② その他観光施設

(方針) 保有優先度と耐用年数から維持を基本とするが、赤崎海岸休憩舎は利用状況を勘案し除却とする。

九里川尻湾野営場及び赤崎海岸休憩舎については、石川県立能登少年自然の家への譲渡も検討する。

民間サービスが基本である施設は、民間譲渡も検討する。

維持とする施設については、利用期限が限られる施設が主であることから、事後保全型で取り組む。

(施設等) 九里川尻湾野営場、赤崎海岸休憩舎、五色ヶ浜海水浴場管理棟

恋路海水浴場更衣施設、九十九湾園地

(整合性) 上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。

#### ③ 飲食等施設

(方針) 保有優先度から民間アイデアの活用や官民連携の可能性を検討する。

集約化により維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検

や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、  
長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

(施設等) ふれあいの里施設 (合鹿庵、レストラン花菖蒲、ふれあいハウス、売店)

(整合性) 上記方針に基づき、集約化のための改修を行う。

#### ④ 宿泊施設

(方針) 類似施設の集約を前提として民間譲渡や民間活用を進め、宿泊施設の規模を  
適正化する。

民間企業の誘致を図っており、民間の進出意向により検討する。

民間譲渡や民間活用が進まない場合は、集約化を検討する。

維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点  
検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視  
点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

(施設等) 国民宿舎能登やなぎだ荘、国民宿舎能登うしつ荘、真脇ポーレポーレ

ふれあいの里施設 (アストロコテージ)、ラブロ恋路

セミナーハウスやまびこ、宮地交流宿泊所こぶし (体育館含む)

(整合性) 上記方針に基づき、民間譲渡が進まない場合は、計画的に集約化や長寿命化  
等の改修を行う。

#### ⑤ 温浴施設

(方針) 隣接する宿泊施設と一体的に取り扱うことが必要であり、宿泊施設の再編に  
合わせて民間譲渡を基本とするが、民間譲渡が進まない場合は維持を検討する。

維持とする場合は、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調  
査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政  
負担の軽減と平準化に取り組む。

(施設等) 縄文真脇温泉浴場、国民宿舎能登やなぎだ荘温泉センター

(整合性) 上記方針に基づき、民間譲渡が進まない場合は、計画的に集約化や長寿命化  
等の改修を行う。

#### ⑥ 旧施設

(方針) 保有優先度の考え方に基づき、順次除却を進める。ただし、旧真脇小学校は、  
収蔵物の集約先として活用する。

(施設等) 旧三波小学校、旧神野小学校 (体育館部分)、旧宇出津公民館

旧フルーツ管理センター (倉庫のみ)、旧訪問看護ステーション事務所

旧内浦クリーンセンター (ゴミ袋置き場兼備蓄倉庫のみ)

(整合性) 個別施設計画に基づき、順次除却を進める。

## 2 公園施設

(方針) 保有優先度の考え方に基づき維持を基本とするが、真脇遺跡公園・柳田植物公園（管理施設）は、使用していない施設を除却したうえで維持する。

維持とする施設については、日常的な点検や定期的な点検を行い、必要に応じて維持修繕を行う。

(施設等) ふれあい里施設（管理施設）、真脇遺跡公園

(整合性) 上記方針に基づき、維持する施設については必要に応じて維持修繕を行う。

## 3 産業系施設

### ① 漁業振興施設

(方針) 現在の指定管理者等への民間譲渡とする。

譲渡までの期間は、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

(施設等) 宇出津水産物港鮮度保持施設・加工処理施設

(整合性) 上記方針に基づき、民間譲渡が進まない場合は計画的に長寿命化等の改修を行う。

### ② 産業振興施設

(方針) 現在の指定管理者等への民間譲渡とする。

民間譲渡が進まない場合は、当面維持することも検討する。

維持とする場合は、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底する。ただし、施設・設備の長寿命化に際し、多額の費用が必要になった場合は、施設のあり方も含めて慎重に検討を行う。

(施設等) 能登海洋深層水施設

(整合性) 上記方針に基づき、民間譲渡が進まない場合は計画的に長寿命化等の改修を行う。

## 4 林道

(方針) 道路の補修や改良にあたっては、道路の重要性に応じて管理水準を変えるなど、優先順位を定め、財政状況を勘案しながらコストの縮減や平準化に努める。

主要な道路や道路附属施設等について、国が定める点検実施要領に基づき、定期的な点検を実施し、維持修繕を行う。その他の生活道路等については、日常パトロールによる点検を実施する。

(施設等) 林道

(整合性) 林道整備に係る事業については、上記方針との整合性を図り、計画的に推進していく。

## 5 漁港

(方針) 老朽化が見られる施設については、優先度の高いものから順次補修・改修工事を実施する。

日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、浸水被害等の防止・軽減を図る。さらに、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。

(施設等) 漁港施設

(整合性) 上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。

## 4 地域における情報化

### (1) 地域における情報化の方針

情報通信技術の目覚ましい進歩と発展は、社会の様々な面に大きな変化をもたらした。

今後、インターネットなどの高度情報通信ネットワークを通じて多様な情報。知識を活用できるデジタル社会においては、地理的・時間的距離を縮めるとともに、様々な分野における課題の解決や魅力ある地域づくりを促進するものと期待されている。

デジタル社会の恩恵を享受するため、産業や物流、地域公共交通、医療や教育といった多様な分野での情報化を推進し、地域活性化や地域課題の解決、住民の利便性向上に努める。

### (2) 現況と問題点

#### ① 情報通信技術の格差の是正

本町における情報通信技術の格差については、民間事業者による高速インターネットサービスは一部地域に限られているが、加入率が約95%の町有線テレビ再整備工事が令和2年度に完了したことにより、町内全域で加入者宅までの光ファイバーが整備され、超高速ブロードバンドカバー率は100%となった。このことにより、インターネット環境の格差については、ほぼ解消されている。

また、地域住民に安定的なブロードバンドサービスの提供を継続するとともに、情報通信基盤の効率的な管理運営を進めるため、町有線テレビ施設の民間移行を進めるとともに、地域通信の確保に努める必要がある。

携帯電話のエリアについては、一部に不感地帯が残るものの、概ね町内全域で利用可能となっている。しかし、5G（第5世代移動通信システム）エリアの普及が都市部と比べて遅れることが見込まれており、モバイル端末における情報格差は一時的に広がることが予想される。

#### ② 利便性の向上

高齢化率が高い本町では、スマートフォンの普及率が低いことが見込まれ、行政手続きのオンライン化や民間事業者におけるキャッシュレス決済導入など積極的な取り組みが進んでおらず、情報化が住民生活の利便性向上に結びついていない。

#### ③ 産業の振興

人口減少・少子高齢化が進行する中であっても、産業・経済の活性化や労働力不足への対応などの課題解決や持続可能な社会を実現するため、先端技術の開発やDX（デジタルトランスフォーメーション）の取組を進める必要がある。

また、農林水産業など様々な産業分野において情報通信技術を活用し、収益性の向上を図る必要がある。

#### ④ 地域公共交通の活性化及び再生

現在、地域公共交通の主な利用者は運転免許を持たない高齢者や学生であり、利用路線が固定化されていることから情報化は進んでいない。しかし、現在の状況は車を持たない観光客等にとって使いづらい状況となっており、今後はICTを活用して観光客や地元住民が使いやすい地域公共交通のシステムを広域で構築する必要がある。

#### ⑤ 医療及び教育の充実

医療においては、インターネットを活用し、他の医療施設に患者の診療情報を提供し医療の連携が図られているが、一部医療施設においてインターネットが活用されていない。

教育の充実については、GIGAスクール構想を受けて令和2年度に児童生徒1人1台の情報端末の配備が完了した。校内ネットワークを強化したほか、インターネット接続は有線放送設備を活用して1ギガの帯域を確保している。

今後は、デジタル教科書の利活用や教職員のスキルアップなどICT教育の充実に向けた施策が必要となる。

### (3) その対策

#### ① 情報通信技術の格差の是正

宅内におけるインターネット環境の格差については概ね解消されているため、今後は公共施設や避難所におけるWi-Fi環境の整備などに努める。

#### ② 利便性の向上

マイナンバーカードの普及に合わせ、行政手続きのオンライン化を推進するとともに、キャッシュレス決済ポイント還元事業など、町内商店等のキャッシュレス決済導入に向けた施策を行い、住民生活の利便性向上を図る。

#### ③ 産業の振興

インターネット環境を活用したサテライトオフィスやワーケーションの誘致を進めるとともに、町内事業者等のWEBサイトやSNSによる情報発信、インターネット販売等の支援を行う。また、スマート農業など農林水産業におけるICT機器の導入を支援し、省力化や高品質化を図る。

#### ④ 地域公共交通の活性化及び再生

地域公共交通の活性化のため、MaaaS（移動サービスの統合）の活用について広域での検討を行うほか、乗り合いタクシーにおける利便性向上など、今後の地域公共交通のあり方を含めて検討し、気軽に利用できる交通手段として存続を図る。

### ⑤ 医療及び教育の充実

医療においては、診療情報の提供におけるインターネット活用の普及に努め、医療機関の連携強化、情報提供の高度化を図る。

教育の充実については、児童生徒 1 人 1 台に配備した情報端末を活用するためにデジタル教科書やデジタル教材の導入と教職員の研修等を継続的に実施していくほか、ICT 支援員を配置し、教職員のサポートや校内ネットワークの管理等を行う。

#### 《目標値》

指 標	基 準 値 (計画開始時点)	目 標 値 (令和 12 年度)
証明書コンビニ交付委託事業 (短縮された処理時間)	333.7 時間	416.7 時間
窓口手数料キャッシュレス化件数	450 件	1,800 件
電子決済の利用割合	0 %	70.0 %

### (4) 事業計画 (令和 8 年度～12 年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等情報化のための施設			
	告知放送施設	防災行政告知施設維持管理事業 (屋外拡声器の保守管理)	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	情報化	地域情報化推進事業 (インターネット委託)	町	
		新しいデジタル自治体の推進事業	町	

### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

「地域における情報化」区分に係る施設整備については、公共施設等総合管理計画における施設分類に該当しないが、基本方針との整合性を図りながら事業を実施する。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 交通施設整備、交通手段確保の方針

産業振興や観光振興、地域間交流などにおいて、交通網の整備が必要不可欠である。今後も計画的に整備を進め、改良率、舗装率の向上に努める。

地域公共交通については、高齢化が進んでいることから運転免許証返納により自家用車を持たない高齢者世帯が増加している。町、事業者、住民等が連携して地域公共交通の再構築に向けた取り組みを実施し、住民が安心して生活ができるよう交通手段の確保に努める。

### (2) 現況と問題点

#### ① 交通施設の整備

本町の交通網は、一般国道 249 号及び珠洲道路を主軸として、主要地方道、一般県道を幹線網とし、町道が交差し形成されている。広域化する生活交通とこれに伴う多様な交通需要に応じて、高速交通化への対応や広域交流の促進と連携強化を図るため、広域道路ネットワークの整備を進める一方、生活路線としての町道整備についても計画的に推進してきた。

一般国道 249 号は、本町の南西から北東に横断する唯一の国道であり、通行量が多くその役割は大変重要なものである。しかし、一部の区域については幅員が狭く、海岸沿いでは湾曲し通行に危険が生じており、通学児童生徒の安全確保の面からも、道路改良及び歩道設置を含めた 2 次改良が急がれる。

県道についても国道と同様に幅員が狭く湾曲している。特に主要地方道宇出津町野線、能都内浦線、珠洲穴水線及び輪島山田線、一般県道小木時長線、鈴ヶ嶺矢波線及び与呂見藤波線は、車のすれ違いが困難な区間や急カーブが多いうえ、大型車両の通行に支障をきたしており、交通安全施設の整備を含め、1.5 車線の整備など早急な交通基盤整備が必要である。

町道については、国・県道へのアクセス道路及び生活・経済活動道路として重要な役割を担っており、計画的に整備・改良を行ってきた。しかしながら、路線数が多く道路延長も長い場合、局所的な補修や改良に留まり面的な整備に至っておらず、排水処理対策や安全施設など老朽化が進む道路施設の構築を図るとともに、効率的な道路維持管理が重要である。また、道路構築物（橋梁・トンネル等）についても老朽化したものが多く、定期点検を実施して安全確保のための早急な対応が必要である。

町道の除雪については、町の除雪機と建設関係業者への委託によって町が作業を行っているが、幹線道路の優先と除雪機械の大型化により、袋小路的な支線については十分対応しきれないのが現状である。また、建設関係業者が保有する除雪機械台数は、廃業・企業体力の低下等により減少しており、今後の除雪体制の維持が課題である。

農林道については、補助事業や県営事業によって整備を行ってきた。近年は、作業機械

及び運搬車の大型化が進み、産物等の輸送アクセス道路としての役割を果たしている。しかし、未だ改良率が低く、引き続きその整備に努める必要がある。

今後は、町道及び生活関連道路、産業関連道路との連携を考慮しながら、農業従事者の高齢化や農業生産性の向上、輸送時間の短縮等を踏まえ、地域の持続的発展の重要な要素として、効果的に整備を進めていかなければならない。

## ② 地域旅客運送サービスの持続可能な提供

公共交通の確保については、自家用車の普及や人口の減少により、地方の鉄道・バスの利用者は減少し、経営環境は非常に厳しい状況となっている。本町においても、平成14年3月にJRバスが撤退、平成17年3月にはのと鉄道能登線が廃止となり、利便性の低下が懸念された。現在は、県とともに運行経費の補助を行い、民間バス会社と町営のコミュニティバスによりバス交通の運行維持を図っているが、利用者が減少し運営が困難な状況である。バス事業者においては、運転手の高齢化により運転手確保などの課題もあり、路線数や系統数が減少傾向となっている。

しかしながら、利用者、とりわけ、高齢者や運転免許返納者、子どもといった交通弱者にとって、公共交通は重要な移動手段であり、交通空白地区への対応と維持確保は重要な課題である。本町では、柳田地区における住民混乗スクールバスやタクシー事業者が行う予約制乗合タクシー運行事業への支援によって交通空白地の住民の足を確保している。

また、のと里山空港が平成15年7月の開港以来、観光客をはじめ多くの旅行者が利用し、能登地域の経済はもとより住民にとってプラスの効果をもたらしている。しかし、その利用状況については地元利用者が減少傾向にあり、地元利用者の掘り起こしが課題となっている。

特に、能登半島地震の影響により従来の公共交通網の姿が大きく変化しているため、持続可能な公共交通の維持確保に向けて従来の輸送資源を最大限に活用するとともに、新たな仕組みや技術の活用も含めた検討を行う。

## (3) その対策

### ① 交通施設の整備

国・県道については、生活圏域の拡大と高速交通へのアクセスとして広域道路ネットワークの整備を推進するとともに、産業・生活基盤の根幹となる道路は、通行機能だけを重視せず、歩行や景観、まちづくり、防災、ライフラインの収容など様々な交通需要に応じて、効率的、効果的な整備を推進する。

町道については、他の事業との関連も考慮し、また財源確保を図りながら、通勤通学や集落間、国・県道に連絡する、地域住民の生活に直結する路線の改良、歩道、融雪等の安全対策を重点的に行う。道路構築物（橋梁・トンネル等）については、町道に架かる303の橋や8のトンネルについて点検を行い、橋梁長寿命化修繕計画に基づき長寿命化と維持管

理の適正化を図る。

農林道については、適正な維持管理と効率的な経営を展開するため、農地・森林の有する公益的機能が発揮されるよう、生産活動にとって重要な路線から順次整備する。

## ② 地域旅客運送サービスの持続可能な提供

公共交通の確保については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、令和5年に策定した「能登町地域公共交通計画」の改定を図り、まちづくりと一体となった持続可能な地域公共交通を再構築し、地域公共交通の再編と活性化を図る。

引き続き生活路線バスを利用する住民の交通機能の確保と利便性の向上のため、バス事業者への補助や利用促進対策を講じ維持存続を図るとともに、予約制乗合タクシー事業のAIオンデマンド化を実施し、乗り場の自由化と予約の電子化により、利便性の向上を図る。また、自家用有償旅客運送や自動運転等の新たな仕組みや技術の活用協議を行っていく。さらに、広域的な交通を確保するため、近隣市町等と連携した取り組みを進めるとともに、のと里山空港の利活用を促進し、観光客や企業の誘致、地場産業の振興など、地域の活性化を図る。

また、交流人口の増加を図るためにのと里山空港の地元住民の利用促進や北陸新幹線とも連携し、交流人口の拡大、2次交通によるアクセスの充実などを図る。

### 《目標値》

指 標	基 準 値 (計画開始時点)	目 標 値 (令和12年度)
予約制乗合タクシー利用者数	5,000人	現状維持
のと里山空港搭乗率(全体)	52.8%	62.0%

(4) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道			
	道路	県営道路整備事業(道路改良 N=10路線、道路特別整備 N=5路線)	県	
		都市計画道路街路整備事業(県営中央通り線)	県	
		都市計画道路街路整備事業(山分線)	町	
		社会資本整備総合交付金事業(町道の新設改良)	町	
		町道1級神和住柳田1号線ほか(落石対策)	町	
		町道真脇13号線(道路改良・拡幅改良 L=610m W=5.5(7.0)m)	町	
		町道矢波組倉1号線(道路新設・拡幅改良 L=550m W=4.0(5.0)m)	町	
		町道小間生1号線(道路新設・拡幅改良 L=610m W=4.0(5.0)m)	町	
		町道1級九里川尻越坂1号線(道路改良 L=350m W=5.5(7.0-8.5)m)	町	
		町道藤ノ瀬7号線(道路拡幅・視距改良 L=600m W=4.0(6.0)m)	町	
		町道1級宇出津8号線(道路改良 L=62m W=5.5(7.0)m)	町	
		町道中斉神和住1号線(道路拡幅 L=420m W=4.0(5.0)m)	町	
		町道宇出津92号線(視距改良 L=15m W=4.0(5.0)m)	町	
		町道2級本木2号線(法面改修 L=100m)	町	
		町道1級崎山1号線(法面改修 L=300m)	町	
		町道松波恋路1号線(法面改修 L=300m)	町	
		町道2級当目1号線(法面・側溝改修 L=600m)	町	
		町道真脇大沢1号線(側溝改修 L=500m)	町	
		町道小木51号線(側溝改修 L=300m)	町	
	町道2級白丸明野1号線(側溝改修 L=500m)	町		

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		町道松波布浦1号線 (側溝改修 L=300m)	町	
		町道当日8号線 (側溝改修 L=500m)	町	
		町道本木武連1号線 (側溝改修 L=500m)	町	
		町道維持管理事業(道路延長 L=570km、 道路照明灯 N=339基)	町	
		町道維持管理事業 (道の駅桜峠)	町	
		町道維持管理事業 (駒渡、千畳敷、七見ポケットパーク)	町	
		町道法面崩壊緊急対策事業 (法面崩壊対策 N=29か所)	町	
		トンネル長寿命化事業 (トンネル補修 N=8本)	町	
		道の駅再整備事業 (桜峠防災機能強化)	町	
		サイクルルート整備事業	町	
		橋りょう	橋梁長寿命化事業 (橋梁補修 N=303橋)	町
	その他	雪寒機械整備事業 (除雪ドーザ等)	町	
		道路除雪機械購入補助事業	町	
		町道1級笹川宇出津1号線 (道路消雪 L=205m、取送水施設 N=1式)	町	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	生活路線バス利用促進事業	町	
		予約制乗合タクシー運行事業	町	
		のと里山空港利用促進事業	町	
	その他	自主清掃活動推進事業	町	
		免許証自主返納事業	町	
		高齢ドライバーサポート事業 (運転免許更新補助)	町	

## (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、対象施設等、整合性については次のとおり。

### ① 道路

(方針) 道路の補修や改良にあたっては、道路の重要性に応じて管理水準を変えるなど、優先順位を定め、財政状況を勘案しながらコストの縮減や平準化に努める。

主要な道路や道路付属施設等について、国が定める点検実施要領に基づき、定期的な点検を実施する。その他の生活道路等については、日常パトロールによる点検を実施する。

(施設等) 町道

(整合性) 道路整備に係る事業については、上記方針との整合性を図り、計画的に推進していく。

### ② 橋梁

(方針) 能登町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、優先度の高いものから順次補修や架替えを進める。また今後は、同一地区で複数の架橋がある場合、集約化も検討する。

橋梁を良好な状態に保つため、定期的なパトロールを実施し、劣化損傷の把握に努める。

日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、修繕・架替えに係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。

(施設等) 橋梁、トンネル

(整合性) 橋梁・トンネル整備に係る事業については、上記方針との整合性を図り、計画的に推進していく。

## 6 生活環境の整備

### (1) 生活環境の整備の方針

上水道及び下水道については、人口減少に伴い使用料収入が減少する一方で、施設や管路の更新時期を迎えている。人口減少を見据えながら、経営の効率化・安定化を図り、快適な生活環境の整備を図る。

また、防災では、自助・共助・公助の考え方にに基づき、防災士の育成や自主防災組織の組織率向上を進め、地域防災力の向上を図る。災害時における体制整備、資機材や備蓄品の確保を図り、防災体制を強化する。

### (2) 現況と問題点

#### ① 上水道

本町の上水道は昭和 40～50 年代の需要増加に伴い高台地と一部の地域を除き、ほぼ全域に給水が可能となった。平成 6～10 年度には第 3 次拡張事業により神野・猪平地区の整備を行い、平成 18～20 年度には時長・満泉寺地区、平成 16 年度からは第 4 次拡張事業として瑞穂地区の水道未普及地区解消に取り組んできた。また、渇水期や下水道施設整備による水需要の拡大に対処するため、農業用と合わせた多目的ダムの建設等を行ってきた。

また、旧柳田地域の簡易水道施設整備は、昭和 41 年から始まり、平成 11 年度には地域全体に供給が可能となった。数ある小規模な施設を統合し、老朽化する浄水施設及び管路施設を更新し、安定した供給を図るため、平成 9 年度より簡易水道再編推進（統合整備）事業を実施した。平成 29 年度から過疎地域住民に対するサービス水準の向上と安定的な経営体制の確立に向け上水道事業に経営統合を行っている。

財政状況や地域事情により上水道布設が困難な地域においては、集落単位の営農飲雑用水を整備することにより代替してきた。

過疎化により給水人口が減少する一方で、老朽化する施設の更新及び能登半島地震や東日本大震災を教訓にした耐震化に多額の事業費が必要とされ、非常に厳しい運営となっている。

#### ② 下水処理

生活排水処理施設については、健康で快適な生活環境を確保するために必要とされる施設であるが、厳しい財政事情と本町の市街地散在や住民感情などの理由により、汚水処理施設の整備率は令和 6 度末で 81.7%と県内でも低い。

集合処理方式による面的整備については、公共下水道事業・特定環境保全公共下水道事業や農業・漁業集落排水事業など全て完了・供用開始をしているが、施設整備後の経過年数が進み、全体的に老朽化が著しく、故障対応や維持管理費の増加が予想されることから、「ストックマネジメント計画」や「機能強化事業」により、施設の延命化、維持管理費の軽減、施設機能の回復、放流水質の安定化などを図っていかなければならない。

また、公共下水道事業については、平成 10 年度から小木処理区の整備に着手し、平成 16 年度には一部供用を開始し、平成 24 年度に整備は完了している。特定環境公共下水道事業については、平成 5 年度から宇出津処理区、恋路処理区の整備に着手し、平成 17 年度には松波処理区の整備に着手し、平成 25 年度に整備は完了しているが、これら、面的整備をした処理区域において水洗化率は低く、施設の長寿命化や耐震化などの設備投資により事業経営が厳しい状況である。

### ③ 一般廃棄物処理

本町の一般廃棄物処理は、令和 5 年 1 月策定の「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ処理施設、埋立処分場、し尿処理施設により、適正に処理されている。

また、家電リサイクル法や容器包装リサイクル法等の施行に伴い、ごみの分別も細分化され一層の適正処理が望まれており、今後も分別排出の徹底やごみ減量化、リサイクルへの意識啓発・体制整備を強く推進していく必要がある。一方でごみの不法投棄や野焼き等が依然として発生しており、早急な対策を講じる必要がある。

ごみ処理施設である奥能登クリーンセンターについては、珠洲市との一部事務組合で RDF（固形燃料）製造施設及びリサイクルプラザを運営していた。RDF の受入先である石川北部 RDF センターが令和 4 年度をもって閉鎖されたことにより、新たなごみ焼却施設を整備し、RDF 製造施設を閉鎖した。RDF 製造施設については、令和 7 年度から令和 8 年度にかけて解体している。

埋立処分場については、現在、能都埋立処分場のみ一般受入を行っており、平成 19 年 7 月から柳田埋立処分場を休止、内浦埋立処分場は平成 20 年 4 月から海岸漂着ごみ等の特定ごみの受入体制をとっている。なお、能都埋立処分場については、浸出水処理施設の経年劣化が進んでいるため、更新や整備が必要である。

し尿処理施設については、平成 18 年度に珠洲市との一部事務組合の解散によって、平成 19 年度から旧内浦地区分も能登町衛生センターで処理を行っている。平成 28 年度から 29 年度にかけて、能登町衛生センター改良事業を実施し、処理方式を「標準脱窒素処理＋高度処理方式」から「直接脱水＋下水道放流方式」へと変更し、水質浄化センターで最終処理を行っている。

### ④ 防災

災害に強いまちづくりを目指すため、常日頃から災害に備えた体制づくりや、能登半島地震のような災害が発生した際には、被害を低減させるとともに、迅速かつ的確に行動できるよう、計画や体制を見直す必要がある。そして、町民の防災意識を高め、能登町地域防災計画及び能登町水防計画に沿ったより実践的な訓練及び防災教育を実施し、自らの安全を確保するための行動と地域に即した効果的な防災対策を立てることが必要である。

また、災害時における地域防災力の強化を図るため、自主防災リーダーを育成するとともに、建築物の耐震化、火災防止対策、避難路の整備等を推進する必要がある。

さらに、大規模化・広域化・複合化する災害への対応や過疎・過密化への対応、高齢化による災害時要援護者への対応が求められている。

能登半島地震の際には、避難所等での備蓄物資や支援物資等の不足により、被災者の支援に支障をきたしたことから、備蓄計画や防災配備体制についても見直しを図る必要がある。また、発災直後から情報が不足し、町民や滞在者に不安と混乱が生じたことから、情報伝達手段の確保や町民へのきめ細かい情報発信が必要である。

消防体制については、奥能登広域圏事務組合を核とした関係機関や行政との連携及び消防団体制を強化し、消防防災体制の一層の充実を図るなど、消防力の強化が求められている。

そのため、消防施設・装備を計画的に整備し、防災情報システムによる通信指令体制の強化、消防職員の技術・技能の向上、消防団員確保に向けた支援を行っている。

しかし、分団によっては高齢化が進展しており、退団者の補充として若者の入団者確保が困難となっている。

また、住宅火災による被害および死傷者の軽減を図るため、住宅用火災警報器の普及など防火対策の促進や、救急需要に対する救急救命士の育成など救助体制拡充に向けた取り組みが求められている。

## ⑤ 公営住宅

本町では、住宅マスタープランや中長期計画により、20 団地で 320 戸程度の町営住宅を管理しており、戸数的には他市町と比べても充実しているが、小規模団地が散在している。計画的に建て替えや改善を行ってきたが、耐用年数を経過し老朽化した狭小住宅が多い現状がある。

## ⑥ 能登三郷斎場・多目的交流センター、その他

平成 8 年 12 月に供用を開始、平成 18 年 5 月からは第 2 多目的交流センターの供用を開始して現在に至っている。これまで多目的交流センターの利用率は 80%を超えている状況であったが、家族葬などの増加によって利用率は減少傾向となっている。

また、墓地公園については、これまで 621 区画の造成を行ってきたが、空きがない状況が続いており、今後も需要が見込まれるため拡張整備や合葬墓建設が必要となっている。

## (3) その対策

### ① 上水道

上水道については、安全な水の安定供給を維持し、経営の健全化を図りつつ、施設の更新や耐震化を計画的に実施する。

また、水質検査・漏水調査体制等をより徹底し、水の安全対策・有効利用を図り、施設整備費や運営費に見合う料金の設定などにより、事業の効率的な運営に努める。

## ② 下水処理

下水対策については、地域の実情にあわせて事業を導入し、町内全域で下水処理が利用できる快適なまちを目指し、効率的・効果的な生活排水処理対策を推進するとともに、能登半島地震により甚大な被害が発生した生活排水処理施設の早期復旧に努める。

本町の下水道施設整備構想における集合処理方式で整備を予定している地域においては、全て事業を実施し、全地区で供用を開始している。

今後は、処理施設の統合や施設長寿命化などを進めるとともに、区域人口が減少し、高齢化が進む集合処理区域については、合併処理浄化槽区域への転換を検討していく。

一方で、水洗化率の向上については、下水道処理施設に対する住民意識の高揚に努め、下水道施設への接続を促すため、広報・啓発活動に積極的に取り組み加入を促進する。

## ③ 一般廃棄物処理

一般廃棄物処理については、能登町分別収集計画の円滑な推進により、ごみの減量化や分別排出、リサイクル推進のための普及活動・周知徹底を図り、更なる循環型社会の構築を目指す。

また、埋立処分場やし尿処理施設における計画的な設備更新や適正管理に努める。

## ④ 防災

能登半島地震や奥能登豪雨における課題や教訓を今後の災害対応に活かすため、災害対応や防災体制について検証するとともに、迅速かつ的確に対応できるよう検討する。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、効果的な災害対策を講じるとともに町民一人一人の自覚及び努力を促すことによって、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

町民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、継続的な防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、活動支援により地域防災活動の環境を整備する。

また、災害時の初動対策、応急対策、その後の復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、町民への新たな情報伝達手段を検討するとともに、施設・設備・資機材等の整備・充実を図り、必要とされる食料・飲料水等を計画的に備蓄し、防災対応の強化に努める。

さらには、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に応じたきめ細かな施策を行う必要があり、能登半島地震や奥能登豪雨における被害や検証等を踏まえ、「能登町地域防災計画」や「能登町水防計画」等の検討や見直しを行い、国土強靱化の基本目標を踏まえ、多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

消防体制については、引き続き防火水槽、耐震性貯水槽等を整備することで火災時における初期消火体制の充実を図り、消防自動車等の計画的な更新や資機材の整備により、消防力の強化に努める。また消防団員の定数確保と救急救命士の育成を行い、救命率の向上と組織体制の強化を図る。

#### ⑤ 公営住宅

町営住宅については、長寿命化計画により既存住宅の適正管理を行うほか、住宅需要を踏まえながら、耐用年数が経過し老朽化している住宅の解体を推進する。

一方で、若者や団塊世代の定住を促進するため居住環境の情報提供等により定住人口の拡大を図る。

#### ⑥ 能登三郷斎場・多目的交流センター、その他

施設の経年劣化による基幹的補修が必要であり、施設整備費用や送迎バスの更新など稼働費用において、より経済効率のよい施設の管理運営を推進する一方、多目的交流センターについては個別施設計画に基づき民間譲渡についても検討していく。

また、墓地公園については、必要に応じて区画整備を行うほか、能登半島地震の影響から必要性が高まっている合葬墓の整備を行う。

#### 《目標値》

指 標	基 準 値 (計画開始時点)	目 標 値 (令和 12 年度)
有収率	63.4 %	80.0 %
水洗率	71.8 %	75.0 %
消防団員数	267 人	300 人
防災士数	446 人	500 人
自主防災組織数	58 組織	68 組織

(4) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1)水道施設			
	上水道	水道管路等耐震化推進事業 (老朽管更新 L=69, 421m)	町	
		水道施設更新事業(矢波・内浦・五十里・柳田浄水場配水区)	町	
		水道施設耐震化事業 (矢波浄水場)	町	
		水道施設耐震化事業 (五十里・柳田浄水場)	町	
		水道施設耐震化事業 (配水池耐震化)	町	
		寺田川ダム設備更新事業負担金	町	
	(2)下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道ストックマネジメント事業 (設備更新(小木処理区))	町	
		特定環境保全公共下水道ストックマネジメント事業(設備更新(宇出津処理区))	町	
		特定環境保全公共下水道ストックマネジメント事業(設備更新(松波処理区))	町	
		公共下水道施設統合事業 (宇出津処理区、羽根・小浦処理区)	町	
		公共下水道施設統合事業 (松波処理区、比那処理区)	町	
	農村集落排水施設	農業集落排水事業(機能強化・処理場統廃合・耐震化(小間生(鴨川)処理区))	町	
		農業集落排水事業(機能強化・処理場統廃合・耐震化(内浦南部(不動寺)処理区))	町	
		農業集落排水事業(機能強化・処理場統廃合・耐震化(瑞穂(小垣)処理区))	町	
		農業集落排水施設機器設備更新事業 (12処理区)	町	
		漁業集落排水施設機器設備更新事業 (2処理区)	町	
	その他	公共浄化槽市町村整備推進事業 (合併浄化槽設置)	町	
	(3)廃棄物処理施設			
	ごみ処理施設	埋立処分場管理事業	町	
	(5)消防施設			

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		消防ポンプ自動車整備事業 (消防署)	一部事務組合	
		消防ポンプ自動車整備事業 (消防団)	一部事務組合	
		高規格救急車整備事業	一部事務組合	
		消防団詰所更新事業	町	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	環境	ごみの収集業務効率化事業	町	
	防災・防犯	自主防災組織育成事業	町	
		自主防災リーダー育成事業 (防災士)	町	
		消防団活動維持事業	一部事務組合	

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、対象施設等、整合性については次のとおり。

##### 1 上水道施設

(方針) 日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。

能登町水道事業アセットマネジメントに基づき、管理及び計画的な更新を行う。

(施設等) 上水道施設

(整合性) 上記方針に基づき、計画的に事業を推進する。

##### 2 下水道施設

(方針) 日常的な維持管理・点検を行うことで予防保全型の維持管理を徹底し、修繕に係る事業費の大規模化及び高コスト化を回避し、経費の縮減を図る。

能登町下水道ストックマネジメント計画に基づき、管理及び計画的な更新を行う。

地域の状況に応じて、下水道から浄化槽への見直しを検討する。

(施設等) 下水道施設

(整合性) 上記方針に基づき、計画的に事業を推進する。

### 3 供給処理施設

#### ① 一般廃棄物処理施設

(方針) 保有優先度の考え方に基づき、機能としては維持とする。

維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

(施設等) 能都埋立処分場(管理棟)、能登町衛生センター

(整合性) 上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。

#### ② 葬祭場

(方針) 保有優先度の考え方に基づき民間譲渡とし、サウンディング調査等、別途調査を行う。

維持とする場合は、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

(施設等) 能登三郷斎場(多目的交流センター)

(整合性) 上記方針に基づき、民間譲渡が進まない場合は計画的に長寿命化等の改修を行う。

### 4 行政系施設

#### ① その他消防施設

(方針) 令和27年度時点で耐用年数を迎えないものは、維持とし、更新が必要なものは適正な規模で更新を行う。

本施設については、倉庫・車庫機能が主であるため事後保全型で取り組む。

(施設等) 消防団詰所

(整合性) 上記方針に基づき、耐用年数を迎える消防団詰所を適正規模で更新する。

### 5 町営住宅

(方針) 公営住宅等の長寿命化に向けては、対処療法的な「事後保全」でなく、故障や不具合を未然に防ぐ「予防保全」を推進する必要がある。予防保全によって入居者の安全を確保するとともに、設備機能の停止を回避することが可能となる。

計画的な予防保全を実施するためには、故障や不具合の兆候を早期に発見することが重要となる。このため、定期点検や日常点検、法定点検を適切に実施し、ストックの状況をデータベース等に記録し、公営住宅等の着実かつ効率的・効果的な修繕・維持管理に役立てる。

(施設等) 公営住宅

(整合性) 上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

少子高齢化の進行、高齢単身世帯の増加、核家族化、価値観の多様化など福祉を取り巻く現状が大きく変化する中、地域の高齢者が安心して暮らせるような支援体制の構築や元気な高齢者が活躍できる環境づくりを推進する。

また、出産・子育てを家庭だけではなく地域や町全体の問題として捉え、安心して出産、子育てができる環境を地域全体で構築していく。

全ての子育て家庭が安心して子どもを育てることのできる環境を整備するため、地域のNPOや企業等も含む地域社会全体による子育て支援の充実を推進する。

障害のある方への自立への支援と社会参加を促進するため、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念に基づき、障害保健福祉施策の充実を図る。

お互いに支え合い、誰もがその人らしくいきいきと暮らせるとともに、安心して次世代を育むことができる地域社会づくりを進める。

### (2) 現況と問題点

#### ① 子育て支援の充実・確保

出生数の減少、核家族化、女性の社会進出など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育ての精神的・経済的負担が増大し、育児への不安や悩み、児童虐待の問題が深刻化している。今後、少子化がますます加速し、社会経済全体に大きな影響を及ぼすことが予想される。

また、共働き世帯の増加で認定こども園や放課後児童クラブ（学童保育）への需要が高まっており、今後もさらなる保育サービスや子育て支援施設の充実等、地域ぐるみで支えあう子育て環境の向上が求められているほか、子育て相談の充実やひとり親家庭の生活支援など、生活実態に即した経済的、精神的支援や、多様なニーズへの対応を強化することが課題となっている。

#### ② 高齢者等の保健・福祉の向上

令和2年国勢調査によると、本町の高齢者（65歳以上）は7,910人、総人口比率にして50.4%となっている。今後ますます高齢者のみの世帯が増えると予想され、買い物等移動困難者、ゴミ出し等日常生活で支援を要する人が増加すると考えられる。またその一方で、生産年齢人口の減少による福祉従事者不足、介護サービス等の供給不足が進むと予想される。今後は高齢者のみの世帯をいかに地域の力で支えるか等地域課題に合った地域包括ケアシステムの構築が重要となる。

### ③ 疾病予防と健康増進

すべての町民が健やかに暮らせる活力ある地域社会をつくり出すには、健康寿命の延伸及び健康格差の縮小が重要であり、子どもから高齢者まで健康で活動的な生活を営むために、保健・医療・福祉の機能を総合的に網羅し、生活習慣病の発生予防や重症化予防を図り、健康増進に努める必要がある。

今後、町民が心身ともに健やかに暮らせるよう、健康づくりの支援、指導、総合的な医療体制や福祉関連施設の機能の充実を図り、ボランティア組織、各関係機関と連携しながら健康づくりを積極的に進めることが求められている。

### ④ 障害者福祉の増進

障害のある人もない人も互いに支え合い、その地域で明るく生き生きと暮らしていくためには、障害のある方の生活支援や医療費助成の充実を図り、自立と社会参加を促進することが重要である。交通事故や生活習慣病などにより、障害の発生は多様化し増加傾向にあり、障害のある方のニーズが高まっているため、在宅福祉サービスの充実や社会復帰の促進など障害のある方を取り巻く環境整備を進める必要がある。

令和6年度に策定された「第7期障害者福祉計画・第3期障害児福祉計画」を踏まえ、現行サービスの充実及び新たなサービスの創生を図り、今後も障害のある方が安心して生活を送れるよう自立と社会参加を促進し、就労・活動の場の提供を図る必要がある。

## (3) その対策

### ① 子育て支援の充実・確保

妊娠・出産・子育ての各段階を通じて母子の健康が確保されるよう、妊娠届時の支援や乳幼児健診、産後ケア事業、母子手帳と並行して使う子育てアプリの活用、こども家庭センターを中心とした相談事業などにより、切れ目のない支援の充実を図る。

子どもたちが健やかに成長できるよう世代間交流を促進するとともに、地域における子育てネットワークの形成の促進等、地域資源の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組み、地域全体で見守り、寄り添える様々な子育て支援サービスの充実を図る。

児童福祉施設については、老朽化していた宇出津地区の2保育所を統合し、保育環境や保育の質の向上を図った。また、内浦地区児童館の建て替えを行い、放課後等における子どもたちの安全安心な居場所を確保し、健全な遊び及び生活を通じた健全育成を図る。

安心して子どもを預け、保育・放課後児童サービスを充実できるよう保育士・放課後児童支援員の確保に取り組み、離職防止につながる雇用管理やキャリアアップ等の研修を実施する。また、ICTを活用して保育士・放課後児童支援員の負担軽減、サービスの質の向上、保護者との情報共有等を図る。

子育てにかかる経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費給付事業や保育料の負担軽減などを継続して実施していく。

## ② 高齢者等の保健・福祉の向上

令和5年度には「第10次能登町高齢者保健福祉計画・第9期能登町介護保険事業計画」を策定しており、それに基づいて今後も高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、老人福祉サービスと介護予防サービスを一体的に実施していくとともに、各サービスの充実と利用の促進を図る。特に、高齢者の社会参加や生きがい活動の推進、介護予防・健康づくりの取り組みを強化し、健康寿命の延伸を目指す。

また、介護人材確保のため、介護施設への就職、再就職を支援するほか、介護ロボットやICTの活用を促進し、介護事業所や介護従事者の負担軽減を図る。

## ③ 疾病予防と健康増進

高齢化が進行する中、保健・医療・福祉が連携して、健康寿命を延ばし、町民すべてが健康で活力ある生活を営むことができるよう「第2次能登町健康づくり計画」「第3期能登町データヘルス計画」に基づき、ライフステージに応じた健康増進を推進する。

特に、生活習慣病を予防するため、特定健康診査やがん検診の受診率の向上を図るほか、保健指導や栄養指導など重症化を予防する取り組みを推進する。

## ④ 障害者福祉の増進

障害のある方が安心して生活できるよう自立して社会参加ができる環境づくりを目指し、相談・支援体制の充実を図る。また、障害の軽減・補完・治療のため補装具、日常生活用具の給付や医療費の助成等を行う。

障害のある方が希望するサービスが利用できるようサービス量等を確保するとともに、日常生活の中で必要となる情報の取得や困りごと等の相談ができるよう、相談支援や情報提供体制の充実に取り組む。

### 《目標値》

指 標	基 準 値 (計画開始時点)	目 標 値 (令和12年度)
児童センターの利用者数	14,000人	現状維持
母子オンライン相談事業(相談者数)	20件	現状維持
特定健診受診率	34.0%	60.0%

(4) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及 び福祉の向上及び 増進	(1) 児童福祉施設			
	児童館	能登町こどもみらいセンター改修事業	町	
		能登町まつなみキッズセンター整備事業	町	
	(2) 認定こども園			
		公立保育所改修事業（鶴川保育所、柳田保育所、うしつ保育所）	町	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	児童福祉	子ども医療費給付事業	町	
		ひとり親家庭医療費給付事業	町	
		すこやかあかちゃんお祝金給付事業	町	
		放課後児童健全育成事業	町 民間等	
		児童センター運営事業（こどもみらいセンター、まつなみキッズセンター）	町	
	高齢者・障害者福祉	配食サービス事業	町	
	健康づくり	がん検診事業	町	
		健康増進事業	町	
障害者医療費助成事業		町		

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、対象施設等、整合性については次のとおり。

1 子育て支援施設

① 保育所（認定こども園）

（方針）保有優先度と耐用年数に基づき、維持を基本とするが、利用者数の状況を見て集約化も検討する。

維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視

点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

(施設等) 認定こども園うしつ保育所、鶯川保育所、柳田保育所

(整合性) 上記方針に基づき、認定こども園しらさぎ保育所と認定こども園ひばり保育所を統合する。その他は計画的に長寿命化等の改修を行う。

## ② 児童館

(方針) 各地区における子どもの居場所機能として、維持を基本とするが、老朽化している施設は規模を縮小して更新する。

予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

(施設等) 能登町こどもみらいセンター、能登町まつなみキッズセンター

(整合性) 上記方針に基づき、能登町まつなみキッズセンターを規模縮小して更新する。能登町こどもみらいセンターは、計画的に長寿命化等の改修を行う。

## 2 保健・福祉施設

### ① 社会福祉施設

(方針) 各小学校のプール機能を集約化し、屋内プールを整備する。新総合体育館との複合化施設として計画する。

温浴機能については民間による運営の可能性を検討する。

能登七見健康福祉の郷「なごみ」の温泉・プール棟部分は除却する。復興期において、民間の活用状況によってデイサービス・食堂部分等は残すことも検討する。

予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

(施設等) 能登七見健康福祉の郷「なごみ」

(整合性) 上記方針に基づき、大規模改修を行う場合は他施設機能の複合化を検討する。

## 8 医療の確保

### (1) 医療の確保の方針

本町では高齢化が急速に進んでおり医療技術の進歩、住民意識の変化など、医療に対するニーズも大きく変化し、いつでも必要な医療サービスが受けられる体制づくりが求められている。こうしたことから、医療、保健、介護、福祉、消防の各関係機関の連携を強化した一体的な取り組みや機能の分担により、効率的な医療体制の確立を目指す。

### (2) 現況と問題点

#### ① 医療施設、設備の整備

地域の公立病院及び2次医療機関として、平成3年3月に建築され築30年が経過し医療施設、設備に老朽化が見受けられる。また医療機器においては、時代に対応した医療機器の更新が必要である。

#### ② 医師等の確保

医師の臨床研修制度の影響により、研修体制のある都市圏の大規模病院や大学病院等に人材が偏在するようになり、地域のニーズに対応する医師の確保は十分ではない。また医療従事者の高齢化が進んでおり確保が急務となっている。

#### ③ 巡回診療

高齢者世帯、独居高齢者、老々介護、認知介護により、家族の負担が増加しているため、巡回診療から施設入所を希望する患者が多い。在宅医療に対する考え方が定着していない現状であり、巡回診療を希望する患者は年々減少している。

#### ④ 医療機関の協力体制の整備

公立宇出津総合病院と2次・3次医療機関はPACS（医療用画像診断支援システム）やID-LINK（地域医療連携システム）、脳卒中画像伝送システム等により情報の伝達や協力体制は整備されているが、地域の開業医は電子媒体による情報連携の手段がないため、開業医を受診している患者の緊急時において患者情報の共有に時間と労力が必要となっている。

### (3) その対策

#### ① 医療施設、設備の整備

町民が安心して医療を受けられるよう医療施設、設備の改修及び修繕を図る。また時代に対応した医療機器の新規導入及び古くなった医療機器の更新を行っていく。

## ② 医師等の確保

石川中央医療圏の3次救急医療機関との連携を深め、医師の派遣等で不足している医師を確保していく。また看護師及び薬剤師等においては修学資金を活用し将来の雇用を確保していく。

## ③ 巡回診療

医療・保健・介護・福祉等関係機関との連携強化を促進していく。

## ④ 医療機関の協力体制の整備

町内の開業医との間で、インターネットを活用した情報交換システムを構築し、患者の医療及び看護に関する情報の共有化について促進していく。

### 《目標値》

指 標	基 準 値 (計画開始時点)	目 標 値 (令和12年度)
看護師修学資金貸与者		各年度5名

## (4) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設			
	病院	医療機器整備事業	町	
		医療機器修繕事業	町	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院	看護師等修学資金事業	町	
		病院経営安定補助事業	町	
	(4) その他			
	医師住宅改修事業	町		

## (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、対象施設等、整合性については次のとおり。

### 1 医療施設

(方針) 地域医療の基幹病院として、医療・保健・福祉の総合的なサービスと格差のない医療の提供を果たすため、今後も必要な機能を確保する。

施設の管理にあたっては、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に努める。

(施設等) 公立宇出津総合病院

(整合性) 上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。

## 9 教育の振興

### (1) 教育振興の方針

学校教育においては、小中学校の教育環境を整えるために、「能登町立小中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施計画」に沿い確実に進める。また、主体的に社会に関わることができる子の育成を目指し、教育DXやGIGAスクール構想の推進による学びの質の向上を図る。

社会教育では、公民館を地域コミュニティの中核として、地域の特色を生かした生涯学習活動の展開、老朽化した公民館、社会教育施設、体育施設などについて計画的に更新を進める。

### (2) 現況と問題点

#### ① 学校教育

学校教育については、令和6年能登半島地震における被災後も、義務教育の歩みを止めないと、学校再開を震災後3週間で果たした。ふるさと能登町への誇りと愛着を醸成し、地域で貢献できる人づくりを進めていく必要がある。そのために、ふるさと教育、防災教育を核とした、主体的に学び行動できる児童生徒の育成が大切となる。

そこで、知・徳・体のバランスのとれた教育活動を実践するための教育環境の整備、とりわけ教育DXの推進に向けた整備は欠かすことはできない。また、多様なニーズへの対応も大きな教育課題であり、学校、家庭、地域が一体となって、児童生徒の健全育成に関わる体制づくりを進めていく必要がある。

町立学校は、小学校5校、中学校3校であり、今後、中学校は段階的に統廃合し、将来的には1校とする。小学校も全校児童数が30人程度となる時期となったときには、統廃合を検討することとしている。施設については、8校中、5校が築40年以上経過しているが、耐震化等の改修は完了している。今後、長寿命化の改修工事を含め、現在の児童生徒数に応じた建て替えなども必要となってくる。

また、能登半島地震で被災し、新築建て替えの1校を含め、被災した校舎、体育館、グラウンド等の早期復旧による教育環境の確保を確実に進める。

#### ② 社会教育

社会教育については、生涯にわたる学習の拠点である公民館を中心に、各地域の特色を生かした幅広い年齢層が参加できる実利的な学習活動を展開している。しかし、震災以前から、地域によって活動に差異が見られ、あるいは参加者が固定化されるなど、生涯学習活動に対する町民の意識は、必ずしも高いとはいえない状況にある。震災を経た今日においては、避難所として利用した住民らの公民館に対する意識が変化し、公民館を利用し、活動に参加する住民らが増え始めている。今後は、震災後の社会環境の変化に対応し、新たな地域コミュニティの形成の中核として、地域のニーズに寄り添いつつ、核となるリーダー等の養成や老朽化公民館の解消、高度情報化社会に対応できる活動内容の充実が求め

られている。

集会施設については、地区住民の集会や交流の場を確保するため建設されてきたが、近年のライフスタイルの変化に伴い、利用頻度が低下してきている。また、他市町では、地区で所有していることが多く、当町においても地区所有と町所有の集会所があり、公平性を保つ必要がある。

図書館については、これまで宇出津地区に町立中央図書館、柳田地区に教養文化館が整備されていた。内浦総合支所整備に合わせて、令和元年度に複合施設として松波図書館を整備し、図書館利用における住民の利便性が向上した。

スポーツ活動の拠点としての体育施設は、藤波運動公園、内浦総合運動公園を中心とした社会体育施設と町内小中学校の学校体育施設を開放し、地域住民の健康づくりや地域づくりの場として利用されていたが、能登半島地震により被災したことから、施設の早期復旧と機能強化を図るとともに、長期的、総合的な展望に立って整備・集約化を検討する必要がある。

### (3) その対策

#### ① 学校教育

能登町を支える健全で活力あふれる次代を担う能登っ子の育成を目指し、教育環境の充実を図るため、安全な通学手段の確保や通学費制度等を確立するとともに、小中高が連携した教育の推進と地域に根差した教育を推進する。併せて、児童生徒の学力向上や学習活動へのきめ細かな支援を行い、教育環境の充実を図る。また、教育DXの推進に向けて、GIGAスクール構想に基づいて整備した学校ネットワークや1人1台配備した情報端末を活用し、電子黒板の導入を進め、デジタル教科書やデジタル教材を活用し、ICT教育のさらなる推進を図る。そのために、コンピュータ等の保守保全を含め、ICT支援員は学校に不可欠である。

また、学校施設については、老朽化した施設の改修や解体、時代に即した教育環境設備の充実を図るとともに、能登半島地震により被災した校舎・体育館・グラウンド等の早期復旧を行う。特に甚大な被害を行けた松波小学校を建替え、教育環境の改善を図る。また、少子化傾向等を考慮して小中学校の再編を検討する。

発達段階に応じた防災教育を実施することで、生きる力を育て、自助、共助、公助の防災意識を高める。

#### ② 社会教育

総合的な生涯学習活動を目指し、現在行われている学習活動やボランティア活動などの自主的な活動をさらに促進する。公民館は地域コミュニティの中心であり、老朽化している施設については、長寿命化や適正規模での更新を行うなど施設整備を計画的に行う。また、能登半島地震により被災した施設の早期復旧と機能強化を図る。

集会施設については、地域移譲とし、地区が保有したあとの支援体制が必要であり、具

体的な支援制度の創設（「能登町地域コミュニティ活性化事業補助金」）を行う。

いつでも、どこでも、誰もが、気軽に活動できるスポーツ社会の実現を目指し、地域に合ったスポーツ活動の普及・振興を図る。一方で、学校体育施設の開放と利用促進を進める。また、能登半島地震により被災した施設の早期復旧と機能強化を図るとともに、集約化について検討する。

また、各種施設を利用した大会の開催や誘致を積極的に行うとともに、ふるさとに愛着が持てる教育の充実や青少年の健全育成を推進する。

#### 《目標値》

指 標	基 準 値 (計画開始時点)	目 標 値 (令和 12 年度)
町内中学生の能登高校への進学率	56.8 %	60.0 %

(4) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	学校施設改築事業	町	
		学校施設維持管理事業	町	
	屋内運動場	屋内運動場空調整備事業	町	
	水泳プール	屋内プール新設事業	町	
	スクールバス・ボート	スクールバス購入事業	町	
	その他	学校施設避難所機能強化事業	町	
		電子黒板導入事業	町	
	(3)集会施設、体育施設等			
	公民館	公民館施設更新事業	町	
	集会施設	地域コミュニティ活性化助成事業 (集会所建設、改修補助)	民間等	
	体育施設	能登町総合体育館(仮称)整備事業	町	
		社会体育施設維持管理・運営事業(能都体育館、柳田体育館、藤波運動公園)	町	
	(4)過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	ICT教育推進事業	町	
		スクールバス管理運行事業	町	
		通学費補助事業	町	
	生涯学習・スポーツ	テニスのまちづくり推進事業 (藤波運動公園指定管理費)	町	
		能登町まちづくり合宿等助成金事業	町	
		星のふる里発信事業 (満天星)	町	
公民館地域活性化事業		町		
美術館維持管理事業 (羽根万象美術館)		町		

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	その他	廃校舎解体事業	町	

## (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、対象施設等、整合性については次のとおり。

### 1 学校教育系施設

#### ① 小学校

(方針) 「能登町立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施計画」  
(令和5年3月策定) に基づいて進める。

再編等の検討の結果、維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

各小学校のプール機能を集約化し、屋内プールを整備する。新総合体育館との複合施設として計画する。

(施設等) 宇出津小学校、鶴川小学校、柳田小学校、松波小学校、小木小学校

(整合性) 上記方針に基づき、計画的に改修を実施する。

#### ② 中学校

(方針) 「能登町立小中学校適正規模・適正配置に関する基本方針及び実施計画」  
(令和5年3月策定) に基づいて進める。

再編等の検討の結果、維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

(施設等) 能都中学校、柳田中学校、松波中学校、能都中学校小木校舎(旧小木中学校)

(整合性) 上記方針に基づき、計画的に改修を実施する。

## 2 町民文化系施設

### ① 公民館

- (方針) 分館については、劣化も進んでおり安全面に課題があるため廃止とする。  
計画期間内に耐用年数を迎えない施設は維持とする。  
計画期間内に耐用年数を迎えるものは、適正な規模で更新する。  
維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

(施設等) 15 公民館、3 公民館分館

(整合性) 上記計画に基づき、耐用年数を迎える公民館は適正規模で更新し、維持する公民館については計画的に改修等を行う。

### ② 集会施設

- (方針) 移譲に向けての条件や施設の改修等の支援の制度設計を行ったうえで、地区と協議し地域移譲を進める。

(施設等) 町保有の 41 集会所

(整合性) 上記方針に基づき、地域移譲をすすめる。移譲後の修繕や改修に対する支援制度として「能登町地域コミュニティ活性化事業補助金」を創設。

### ③ 図書館

- (方針) 保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。  
予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

(施設等) 柳田教養文化館

(整合性) 上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。

## 3 社会教育系施設

### ① 博物館等

- (方針) 保有優先度や耐用年数、利用状況を勘案し、維持とする。  
維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

(施設等) 能登町真脇遺跡縄文館、藤波テニスミュージアム、能登内浦のドブネ収蔵庫  
能登町文化財収蔵庫、石川県柳田星の観察館満天星

(整合性) 上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。

## 4 スポーツ・レクリエーション施設

### ① 体育館

(方針) 能都第二体育館以外の体育館は、旧耐震施設であることから修繕せず除却とし、新体育館を整備する。

新総合体育館が整備されるまでは、小中学校の体育館を開放し対応する。

維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

(施設等) 能都体育館、能都第二体育館、柳田体育館、内浦体育館  
内浦スポーツ研修センター

(整合性) 上記方針に基づき、体育施設の集約化を行う。

### ② 野球場

(方針) 柳田野球場は維持とし、その後整備方針については利用状況を踏まえて検討する。

内浦野球場は除却とし、能都野球場は現在活用中のため中期を目途に除却とする。

跡地の利活用について検討が必要となる。

維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

(施設等) 能都野球場、柳田野球場、内浦野球場

(整合性) 上記方針に基づき、体育施設の集約化を行う。

### ③ テニスコート

(方針) 保有優先度と耐用年数に加え、町の施策を勘案して維持とする。

予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

(施設等) 藤波運動公園管理中央センター、屋内テニスコート

(整合性) 上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。

## 10 集落の整備

### (1) 集落の整備の方針

これまでの過疎対策事業により、基幹集落と周辺集落とを結ぶ交通網や周辺集落における集会施設や水道施設等の整備を進めてきた結果、各集落における生活環境は格段に向上した。

今後も過疎化が進行し、人口・世帯数が減少するが、UIターンの受入や他集落との交流等によって集落機能の維持を図る。

### (2) 現況と問題点

集落は、住民同士が相互に助け合いながら生活を維持する生活扶助機能、農林漁業等の生産活動を共同で行う生産補完機能、農林地や景観、文化等の地域資源を維持・管理する資源管理機能を有しているが、人口減・世帯数減によって集落機能の維持が困難な集落や無居住化となる集落の発生が危惧される。

### (3) その対策

町内会組織、農協・漁協等の団体、地域の企業・事業所等と連携し、集落機能の維持を推進する。

集落間の人材交流や世代間交流を進めるとともに、大学や企業等の課題解決型人材との連携を促進し、地域課題の解決を図る。

### (4) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集落再編整備			
		地域コミュニティ活性化助成事業 (集会所建設補助)	町	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	集落整備	空き家等対策事業 (危険空き家解体補助)	町	

### (5) 公共施設等総合管理計画との整合

「集落の整備」区分に係る施設整備については、公共施設等総合管理計画における施設分類に該当しないが、基本方針との整合性を図りながら事業を実施する。

## 1 1 地域文化の振興等

### (1) 地域文化の振興等の方針

地域文化の振興は、町民が地域に誇りと愛着を持つとともに、文化を受け継いでいくために重要である。地域文化の保存、継承や活用のための取り組みを進めるとともに、文化を地域資源として交流人口の拡大など地域活性化につなげる。

### (2) 現況と問題点

本町には、「キリコ祭り」、「あえのこと」、「アマメハギ」の伝統文化や「五十里歌舞伎」、「ちよんがり」等の郷土芸能、「合鹿椀」、「久田和紙」等の伝統工芸などが多く継承されてきた。しかし、過疎化による後継者不足により地域に密着した郷土芸能や伝統工芸は途絶えてしまう可能性がある。

国指定史跡である真脇遺跡の発掘調査を平成9年度より毎年行っている。重要な発見が相次いでおり、その成果を基に史跡整備を進めている。

また、地域には沢山の民有文化財や民俗資料があるが、それぞれ分散保管されており、このような状況では貴重な文化財を後世に伝えることが困難な状況である。

「能登の里山里海」が世界農業遺産として認定され、また「能登のキリコ祭り」が日本遺産に認定されたことなどを契機に、地域文化に関する調査を積極的に進め、文化資源をまちづくりにつなげる施策が求められている。

### (3) その対策

地域の歴史や文化を調査し、書籍や電子媒体への保存を図る。また、個人が所有する民有歴史文化資産の保存や活用の場とする施設を整備し、地域文化の伝承・活用を図る。

真脇遺跡縄文館や松波城跡を中心として、学術的にも貴重な遺跡の調査及び発掘を継続し、国指定文化財の保存や活用を目的とした普及活動を実施するとともに、文化遺産を活用した体験観光の推進など、交流人口の拡大を図る。

また、町民に文化財の重要性や保護の必要性を認識してもらうとともに、廃校舎の利用などにより、保管・展示施設の充実を図る。

ユネスコ世界無形文化遺産に登録された「あえのこと」や「アマメハギ」、県天然記念物に指定された古木もある「のとキリシマツツジ」などを活用した地域づくりと交流人口拡大策にも取り組む必要がある。

(4) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	(1)地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	能登町収蔵庫整備事業 (旧真脇小学校)	町	
	その他	真脇遺跡整備事業	町	
	(2)過疎地域持続的発展特別事業			
	地域文化振興	デジタルアーカイブ推進事業 (町村史)	町	

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等総合管理計画における施設類型ごとの管理に関する基本的な方針、対象施設等、整合性については次のとおり。

1 社会教育系施設

① 博物館等

(方針) 保有優先度や耐用年数、利用状況を勘案し、維持とする。

維持とする施設については、予防保全の観点から日常的な点検や定期的な点検及び調査を徹底し、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組む。

(施設等) 能登町真脇遺跡縄文館、藤波テニスミュージアム、能登町文化財収蔵庫、能登内浦のドブネ収蔵庫、石川県柳田星の観察館満天星

(整合性) 上記方針に基づき、計画的に長寿命化等の改修を行う。

## 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 再生可能エネルギーの利用推進の方針

再生可能エネルギーの利用は、地球温暖化対策等の観点からも重要である。再生可能エネルギーを活用した脱炭素化の取り組みや地域活性化や産業振興といった地域課題の解決につながる取り組みを推進する。

### (2) 現況と問題点

本町では、「能登町役場地球温暖化対策実行計画」を策定しており、排出される温室効果ガス削減目標を設定している。排出抑制のため率先した行動を取る必要性を認識し、温室効果ガス削減に向けた取り組みを推進している。

公共施設の再生可能エネルギー利用については、老朽化した施設が多いため利活用が進んでいない状況である。

町全体で再生可能エネルギーの推進に対する意識の醸成を図ることが課題である。

### (3) その対策

住民の再生可能エネルギーに対する意識高揚及び住宅用太陽光発電システムの普及を図るため、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助金を交付している。

公共施設における再生可能エネルギーの利用を推進するほか、住宅用蓄電池設置の支援等について検討する。

また、再生可能エネルギー発電施設の導入については、石川県や近隣市町、関係団体と連携しながら適切に推進していく。

#### 《目標値》

指 標	基 準 値 (計画開始時点)	目 標 値 (令和 12 年度)
住宅用太陽光発電設置補助金の申請件数	8 件	現状維持

### (4) 事業計画 (令和 8 年度～12 年度)

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	C o 2 削減関連事業	町	

### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設太陽光パネル設置事業は、個別施設計画において更新、維持の方針が出されている施設について設置を検討する。

### 1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

#### (1) 現況と問題点

##### ① 自然環境の保全及び再生

本町は、世界農業遺産「能登の里山里海」の認定が示すように、豊かな自然を背景に人の営みが受け継がれてきた地域である。しかし、人の営みにより形成・維持されてきた里山は、過疎・高齢化の進行等により、人の手が入らなくなり荒廃が進み、地域住民だけでは里山の維持が困難な状況となっている。

本町の海岸線は能登半島国定公園に指定され、海岸景観や温泉等豊かな自然環境は観光資源としても重要である。

近年は、イノシシをはじめとした鳥獣被害が増加している。シカやクマ等の目撃もあり、鳥獣被害対策の充実・強化が必要である。

#### (2) その対策

##### ① 自然環境の保全及び再生

世界農業遺産認定から10年以上経過し、改めて里山里海の保全・利活用に関する意識の向上を図り、保全活動等への支援を検討する。

能登半島国定公園内の景観や施設について適切に維持管理を行い、観光資源としての魅力向上や利用の促進を図るほか、環境負荷の少ない電気自動車の普及のため、充電設備の設置について検討する。

鳥獣被害対策については、集落単位での取り組みを支援するほか、狩猟免許取得助成などを行い捕獲の担い手育成を図る。引き続き電気柵の設置を推進し、捕獲報償金については適宜見直しを図りながら個体数の削減に努める。

#### (3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	(1)自然環境の保全及び再生			
		鳥獣被害防止対策事業	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

「その他地域の持続的発展に関し必要な事項」区分に係る施設整備については、公共施設等総合管理計画における施設分類に該当しないが、基本方針との整合性を図りながら事業を実施する。

事業計画（令和8年度～12年度） 過疎地域持続的発展特別事業

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	移住・定住	定住促進事業	町	移住・定住の促進につながる
		ふるさと空き家活用事業	町	移住・定住の促進につながる
		関係人口創出事業	町	移住・定住の促進につながる
		サテライトオフィス誘致推進事業	町	移住・定住の促進につながる
	人材育成	テレワークスキルアップセミナー事業	町	ITリテラシーの向上につながる
		能登高校魅力化事業	町	地域の将来を担う人材の育成につながる
	その他	公益信託能登町エンデバーファンド21助成事業	町	継続的なまちづくり活動につながる
		過疎地域持続的発展事業	町	過疎地域の全体の発展につながる
		官民連携センター運営事業	町	中間支線組織の設置推進につながる
	2 産業の振興	第1次産業	水田対策指導事業	町
担い手育成農業機械整備支援事業			町	担い手の育成につながる
ブルーベリー振興対策事業 (ブルーベリー普及センター)			町	農業の活性化につながる
農業振興作物産地強化促進事業			町	農業の活性化につながる
世界農業遺産活用推進事業			町	農業の活性化につながる
肉用牛・乳用牛振興奨励事業			町	畜産業の活性化につながる
漁業振興対策事業(漁船取得、共済、保険、漁場保全等補助金)			町	漁業の活性化につながる
商工業・6次産業化		海洋深層水振興事業	町	産業の育成につながる
		雇用促進支援事業	町	人材の確保につながる
		創業・継承支援事業	町	産業の振興につながる
		地域資源活用ビジネス支援事業	町	産業の振興につながる

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	観光	中小企業持続化補助金事業	町	産業の振興につながる
		観光情報発信事業	町	滞在型観光の推進につながる
		観光誘客促進事業	町	滞在型観光の推進につながる
		観光誘客宿泊助成金	町	滞在型観光の推進につながる
		地域づくりイベント補助事業	町	滞在型観光の推進につながる
	企業誘致	社宅整備事業	民間等	企業誘致につながる
		新規産業の創出・産業連携の促進事業	民間等	企業誘致につながる
		宿泊施設立地助成金事業	民間等	企業誘致につながる
	その他	クラウド型ポイントサービス推進事業	町	地域キャッシュレス決済の推進につながる
	3 地域における情報化	情報化	地域情報化推進事業 (インターネット委託)	町
新しいデジタル自治体の推進事業			町	住民の利便性向上につながる
4 交通施設の整備、交通手段の確保	公共交通	生活路線バス利用促進事業	町	地域公共交通の確保につながる
		予約制乗合タクシー運行事業	町	地域公共交通の確保につながる
		のと里山空港利用促進事業	町	空港の存続につながる
	その他	自主清掃活動推進事業	町	呼応通安全の推進につながる
		免許証自主返納事業	町	交通安全の推進につながる
		高齢ドライバーサポート事業 (運転免許更新補助)	町	交通安全の推進につながる
5 生活環境の整備	環境	ごみの収集業務効率化事業	町	地域の環境保全につながる
	防災・防犯	自主防災組織育成事業	町	地域防災力の向上につながる
		自主防災リーダー育成事業 (防災士)	町	地域防災力の向上につながる
		消防団活動維持事業	一部事務組合	地域防災力の向上につながる

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び 福祉の向上及び 増進	児童福祉	子ども医療費給付事業	町	子育て支援の充実につながる
		ひとり親家庭医療費給付事業	町	子育て支援の充実につながる
		すこやかあかちゃんお祝金給付事業	町	子育て支援の充実につながる
		放課後児童健全育成事業	町 民間等	子育て支援の充実につながる
		児童センター運営事業(こども みらいセンター、まつなみキッズセンター)	町	子育て支援の充実につながる
	高齢者・障害者福祉	配食サービス事業	町	高齢者福祉の充実につながる
	健康づくり	がん検診事業	町	健康寿命の増進につながる
		健康増進事業	町	健康寿命の増進につながる
		障害者医療費助成事業	町	安心した生活と自立につながる
7 医療の確保	自治体病院	看護師等修学資金事業	町	地域医療の確保につながる
		病院経営安定補助事業	町	地域医療の確保につながる
8 教育の振興	義務教育	I C T 教育推進事業	町	I C T 教育の推進につながる
		スクールバス管理運行事業	町	教育環境の平準化につながる
		通学費補助事業	町	教育環境の平準化につながる
	生涯学習・スポーツ	テニスのまちづくり推進事業 (藤波運動公園指定管理費)	町	交流人口の拡大につながる
		能登町まちづくり合宿等助成 金事業	町	交流人口の拡大につながる
		星のふる里発信事業 (満天星)	町	青少年の健全育成につながる
		公民館地域活性化事業	町	地域住民の社会教育推進につながる
		美術館維持管理事業 (羽根万象美術館)	町	地域文化の振興と継承につながる
	その他	廃校舎解体事業	町	景観保全と跡地の有効活用につながる
9 集落の整備	集落整備	空き家等対策事業 (危険空き家解体補助)	町	安全な暮らしと景観保全につながる

持続的発展施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興等	地域文化振興	デジタルアーカイブ推進事業 (町村史)	町	郷土愛の醸成と利便性の向上につながる
11 再生可能エネルギーの利用の推進	再生可能エネルギー利用	C o 2 削減関連事業	町	再生可能エネルギーの利用促進につながる
12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項	—	—	—	—